

## 令和7年第7回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月10日  
午前10時00分開議  
於 議場

### 1. 議事日程（2日目）

一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	小佐井めぐみ	2番	陳野智美
3番	飯田健二	4番	西尾正剛
5番	清田一敏	6番	長尾憲二郎
7番	上田俊孝	8番	吉川義雄
9番	片山裕治	10番	米村洋
11番	木下厚	12番	三浦賢治

### 3. 欠席議員はなし

### 4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畑野光昭 書記 三好裕子

### 5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	坂本哲也
企画財政課長	國岡信吾	税務課長	荒平健二
町民課長	西村憲志	福祉課長	尾崎徹
農業振興課長	陳野国司	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	柿本宏樹	学校教育課長	増住豪二
生涯学習課長	谷岡賢一		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、発言者において項目ごとの質問を終わる時は、その旨を申出てください。

10番議員、米村洋君の発言を許します。

○10番（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

議長職6年を務めて、一般質問したのがもう8年ぐらい前にした記憶があるんですが、ある程度年齢が行きましたけど、非常に頭の回転もよくありません。

非常に質問の本旨を外すことがあるかと思いますが、ご質問をさせていただきたいと思います。

8月の集中豪雨において、我が町も甚大なる被害を受け、復旧復興も道半ばだと思うが、藤本行政が素早く対応したことにおいて、町民の生命・財産が保護され、他の自治体で町民の皆さまが安心できる生活環境の整備を行ったことにおいて、議会議員として感謝申し上げます。

インフラ整備においては、国の災害査定において十分な予算がつき、来年度中には完全なる整備が完了すると思っております。

被災した皆さまにおいては、衷心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問事項に移ります。

1つ目は、小・中学校の体育館空調設備について質問をいたします。

この空調設備の問題としては、小・中学校の空調設備がなぜ必要なのか、第1番目に、熱中症の予防、体育館内が高温になりやすく暑い熱中症になる大きなりスクがあります。

空調設備があれば、熱中症の防止策である適切な温度と湿度を保つことができ、熱中症事故を効果的に防ぐ、また熱中症のリスクが軽減されることで、生徒、指導者、保護者の皆さんが安心できるかと思います。

また、猛暑のために活動が制限されることなく、夏季休暇中の補習や部活動の計画的な練習が可能になり、快適な環境でトレーニングが集中するため、部活動の活性化においても役立つと思います。

また、災害等避難所として指定される体育館は、乳幼児から高齢者まで幅広い人々が集まるため、熱中者や寒さの対策に不可欠だと思います。

また、卒業式・入学式の式典など、年間を通じて多目的に活用できるようになり、授業や部活動以外のさまざまな行事やイベントがより快適な環境で利用できるのではないかでしょうか。

それでは、質問事項2つあります。

1つ目は小・中学校の体育館、武道館の空調設備について、（ア）から（ウ）まで一括答弁をお願いいたします。

（ア）については、空調設備を町長の選挙の公約に上げているが、この公約は、教育長のほうから請があつたのか。

（イ）に対しては、空調設備の設計単価は業者見積りをとっているのか、また小学校のPTAとの話合いは行つたのか。

空調設備は4年間のうちに実施するのか、それとも来年度からやるのか、また対象となる町内の小・中学校の順番は優先順位を決めてやっていくのか、（ア）、（イ）、（ウ）については一括答弁をお願いします。

2番目に、小学校の給食の無償化についてをお伺いします。

小学校は国の補助金で無償化することになっているが、国の方針はどうなっているのか。

また、中学校の無償化は、国と一体で無償化するのか、この項目についても、一括してご答弁頂きます。

それでは、質問席から質問をしたいと思います。

質問の答弁は、教育長と町長だけで、課長は、休憩していいからね。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君の質問事項が2項目あります。

1項目づつ行います。

質問事項1、小・中学校の体育館・武道館の空調設備の整備について、（ア）から（ウ）まで一括答弁をお願いいたします。

教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） それでは、皆さまおはようございます。

それでは、ただいまありました米村議員のご質問の、1項目めの（ア）について、まずはお答えしたいと思います。

まず、私、教育長のほうから、要請をしたかにつきましては、こちらから町長のほうに、小・中学校体育施設の空調設備を公約に入れていただくように要請したわけではありません。

ただ、これまで小・中学校体育館の空調設備の必要性などについて、補助金などの情報提供を含め、機会を捉えて町長と協議をするなど、国の動向及び他の市町村の状況などについても、絶えず情報共有を行つてまいりました。

以上で、質問項目の（ア）について答弁を終わります。

続きまして、（イ）についてお答えいたします。

空調設備の単価の見積り等のお尋ねですけれども、まず、一級設備設計事務所による空調設備の設計ができていないために、正確な工事費などは分かりませんけれども、業者や文部科学省の資料をもとに、各小・中学校における事業費の概算は算出しております。

また、ご質問の小・中学校のPTAとの話合いについては、今のところ行っておりません。

ただ、今後、要望等の聴取も含め、進捗の状況に応じて、工事期間の対応や学校教育に支障が出ないように、学校やPTAに対し、丁寧に説明していく必要があると思っております。

以上で、質問項目（イ）についての答弁を終わります。

最後に、質問項目（ウ）についてお答えいたします。

空調設備の整備につきましては、町内小・中学校全5校の体育館の空調の整備を予定しておりますけれども、実施については、まず、令和8年度から、国庫補助事業の申請に着手し、遅くとも9年度から順次事業を進めていきたいと考えています。

財源の問題もありますので、補助金の採択など、財源確保の状況にもよりますが、早期の完了を目指して計画していきたいと考えております。

また、どの学校から整備していくかについては、現段階では未定ですけれども、避難所として利用が想定されますので、防災機能強化の観点からも、避難所開設の状況を踏まえて、優先順位をつけていきたいと思っております。

今後、学校現場の声、定例の教育委員会、そして総合教育会議などにおける議論、関係部署との協議を通して決定してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○10番（米村 洋君） 町長の答弁をお願いします。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 米村議員の一般質問、久しぶりの一般質問でございまして、楽しみにしておりました、二つの項目とも、まさに時期を得た質問かなというふうに思っております。

今、教育長が答えましたとおり、基本的な考え方はそのとおりでありまして、今回5期目の選挙戦に出ます時の私のマニフェストにも、このことはきちんと示しております。

任期中にぜひ空調設備を設置するということをマニフェストにあげたわけでございます。

そのことは、町民の皆さん方との約束でありますので、その約束を果たすべく、しっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

5校ございます。

一気にやりたいのでございますけども、なかなか財源的なものもあるかと思っておりますし、国の補助制度を活用しなくちゃなりませんし、必要な起債も活用しなくてはなりません。

そういう事務手続を進めた上で、計画的に進めていきたいという思いでございます。

なお、特にどこからやるのかというのが1番今後課題になってくるかと思っておりますけれども、先ほど教育長が述べましたとおり、いわゆる、いざという時の避難所としての活用を前提に国も補助をするということでございますので、そ

ういった観点を見たときにどこが必要なのかというのは、今後教育委員会あるいは総務課の防災担当等々で、しっかり議論をしていただいて、その順番というのも、決めていかなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 今教育長とですね、町長の答弁において、空調設備は、4年間の間に設置するという答弁を頂き、安心をいたしました。

先ほど私も、小・中学校の体育館の設備の利便性について、述べたと思いますが、その利便性について、教育長にお伺いします。

私の言った利便性というのは、あなたも一緒の気持ちですか。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 近年、非常に高温で、異常気象といいますか、本年度は100日を超える真夏日ということで、学校の体育館でありますので、子どもたちの健康を守る、これが1番大事かなと思っております。

小学校の体育館、これは、体育の授業、部活動、集会所として使用されます。

空調設備の設置、これは児童生徒の熱中症予防、これには大きな効果を示す大変重要なことであると思っております。

また、議員もおっしゃいましたが、災害発生時の避難所としての利用、これも非常に大切なものと、いわゆる防災機能の強化という点から、非常に望ましいものと思います。

したがいまして、本年度学校にも調査をかけたんですけども、暑さのため外で昼休み遊べない日、これも小学校で実施をしております。

今日はちょっと暑さ指数が高いので、ちょっと控えましょうというような、そういう対応を各学校でもとっていますので、お尋ねの件につきましては、議員と同じ気持ちであるということになります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 今私の体育館の設備の利便性についてと、教育長の意見が一致した次第でございます。

4年間の間に先ほど町長が、これは公約であるからどうしてもやることでありますから、優先順位をつけて、きちっとした整備をやっていただきたいと思います。

また、この財源をどっから持ってくるか、これが1番の肝腎な問題点であります。

そこで教育長としては、この財源についてもどこからどうやった、国の補助金等々を含めてどういうような構成を立てていられるのか、財源についてお伺いします。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 今、議員お尋ねの財源についてでございますが、文科省

が、昨年度、令和6年度から開始した小・中学校のいわゆる公立学校施設の暑さ対策、これを支援する新たな補助制度、これができました。

名称は、空調設備整備臨時特例交付金と申します。

この交付金について、ご説明申し上げます。

補助金の交付期間でございますが、まずは昨年度からですので、令和6年度から令和15年度までの10年間、この補助金が使えるということ。

2点目に、対象になりますのは、避難所に指定されている公立の小・中学校の体育館ということになります。

ただし、断熱工事を合わせて行うこと、これが補助金の支給条件というふうになっているところです。

国庫補助の上限なんですけれども、エアコンにつきましては、電気で動くもの、ガスで動くもの、いろいろあるんですけれども、国庫補助の上限が、電気式の場合は、1校につき1億1,000万まで、ガス式を使えば、上限がちょっと上がりまして、1億4,000万まで国の補助が出るということです。

この制度を利用しますと、空調設備の新設及びその関連工事費の2分の1が補助されます。

1億かかった場合は5,000万が補助されるということです。

ただし、先ほど申し上げましたように、補助要件としては、断熱性が確保されることが条件ということで、何らかの断熱工事が必要となります。

あと、2分の1は補助されます。残りの2分の1、これはどうなるかと申し上げますと、残りの2分の1については100パーセント、地方債が充当できます。この場合、地方債の名称が防災・減災、国土強靭化緊急対策事業債というものがあります。これが、100パーセント残りの金額に充てられると。しかも50パーセント、そのうちの半分ですね、この50パーセントの地方交付税措置がありますので、実質必要経費は、かかった設計工事、いろいろもろもろの4分の1で済むということになります。

議員のおっしゃるとおり、補助金を活用していくれば、町の負担は大きく軽減されるかなと思っておるところであります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 今、教育長が述べられたような財源の確保については、私も、一緒だと思いますね。

私が調べたことですね、教育長が今答弁されたことにおいては、1つの補助金要綱については一緒の考え方だと思います。

そこで、町長はどういうようなお考えでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 財源等につきましては、今述べたとおりでありますので、そういったものをしっかりと活用をして、この事業を進めていくということかなと思っておりますが、国の予算にも多分、限度がありますので、私どもが要望した

年に要望した金額が頂けるのかというのが1番大切なところでありまして、そういったところは、今後もしっかりと進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 空調設備の臨時交付金、これに該当して、上限が1億1,000万の2分の1の補助金ということですね。

そして残りの50パーセントにおいては、これは総務省の所管であると思いますが、起債を起こしてですね、25パーセントが交付税措置が行われるんじやないかと。

ただそのあとの25パーセントが、単費ということになりますから、その単費は、試算するとどれぐらいの金額になるのか。その辺のところも踏まえて、何かの補助金等々を探すとか、例えば過疎債がここで発行できるのかということ、非常に難しいと思いますね、過疎債に対してはですね。

だから、今後においても、25パーセントの単費事業において、これをどうやって手当てをするかということを、教育長、どのように考えてみえますか。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 実際にまだ正確な金額が出ておりませんし、今後、残りの4分の1をどう示していくかということにつきましては、町長部局としっかりと今後協議をして、いろんなことを決めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 75パーセントが補助金と交付税措置ができるということでありますから、25パーセントについては町長部局とお互いに汗をかき、どの辺の財源を見つけるかということを考えていただきたいと思います。

いいでしょうか。そして、優先順位をつけて5校ありますね、小・中学校、宮原地区が小学校と中学校、竜北地区が小学校が2つと中学校1つ、5校の中で申請は令和8年度からやるのか、8年度から補助金の申請のスケジュールの期間となっていると思いますが、8年度から、何校をやるのか、その辺のところの予定がありますか。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 補助金の申請手順がありますので、まずは、本年度ちょっと申請が間に合いませんので、来年度申請をするということですが、その申請の最終決定が、来年度の2月ということになります。

そこから、いろんな補正とか、いろいろな予算を組んで進めていくということなんですが、今、具体的に、何校ということがありましたけれども例え、申請をして、令和9年度から2校の工事に入るとか、3校の工事に入るとか、そういうことを申請で希望しますけれども、具体的に来年にならないと、実際、何校分の補助を出しますということが明確に分かりませんので、そのところは、先ほ

ども申し上げましたように、早急に、工事が完了するように、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長、この1つの整備については、8年度に、結局、補助金の申請スケジュールが組まなきやいけない。

だから、これにおいて何校を申請するのか、よく検討されて、例えば9年度から施工実績をつくると。

そして、10年において、11年において、もうあと、9年度からやっても、町長任期は11年までですから、3年間でやってしまわなきやいけないということですね、町長どうですかその辺のところは。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 冒頭お答えしましたとおり、私の気持ちとしては5校を一度にやりたいというのが気持ちでございますが、現実的にはなかなか難しいものがあるんだろうと。

その中で、私の任期、まさにあと4年ありますけれども、実質は9年度からでございます。9、10、11、3年間で5校をやっつけるということになりますと、やはり2校ずつ進めていくべきかなという気持ちは持っておりますが、そのことも含めまして、教育委員会のほうで、しっかりと協議をしていただいて、どこからやるのか、そういったものも含めて、大いに検討していただきたいと思いますし、私の気持ちとしましては、先ほど言いましたとおりでございますが、現実的には2・2・1ぐらいのスペースになるのかなと。

その中で、また武道館等もございますので、それをどういった形で絡ませていくのか、いわゆる金額の部分、それから交付税の部分、起債の部分も含めまして、しっかりと計画を進めていきたいと思いますし、その計画を早くスケジュールを組むことが大切なと思っておりまして、どうぞ教育委員会のほうでしっかりと進めさせていただければなというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 結局、空調設備の進捗・工事等々においては、町長からはっきりそういうことで述べられていただいて、町長の任期中にやらなきやならないという決意を持って取りかかるということですね。

それと教育長、この事業に対しては、もうすごい設計的なもの1級の整備設計の人たちが入札で積算しなきやいけないと思うんだね。そういったことどうですか。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 今、米村議員がおっしゃるとおりであります。

1級設備設計事務所、ここに設計をまず発注し、設計をしないと、正確な金額が出てまいりませんので、そこの手順は、しっかりと踏んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長ね、これは町長が、将来にわたって、体育館の、結局子どもたちの児童生徒の、いろんなイベント等とか、スポーツをやれる環境をつくるということで、大きい財産を町長が残していかれると思いますよ。

これに対しては、町長の任期中に、はっきりやると言われましたから、これは私ども議会としても、協力していきたいと思っております。

ここで、この空調設備については、この辺で終わりたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 次に質問事項2、小・中学校の給食の無償化について、

（ア）の答弁を求めます。

教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） それでは、小中学校給食の無償化につきまして、ご質問の（ア）の項目についてお答えをいたします。

今朝も新聞等に載っておりましたけれども、まずもって、国の給食費無償化につきましては、子育て支援を目的に、令和8年4月から全国の公立小学校の給食費無償化を実施するとされているところでありますけれども、新聞報道でもありますように、現在までに、国の制度設計など、いまだに示されておりませんので、具体的な準備に取りかかれない状況にあります。

併せて、12月4日の報道では、公立小学校の給食費無償化について、3党の協議により、国費による完全無償化を断念したとの報道もありました。

これまで本町では、保護者負担軽減の観点から、そして、児童生徒の心身の健全な発育・発達、そして食育の推進のために、給食の質を確保する手段として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金を活用して、児童生徒1人当たり月600円を補助し、近年の物価高騰に対応してまいりました。

また、氷川町産米を使用しておりますので、その米価差額これも補助し、先ほどの物価高騰分の補助とあわせて、年間総額715万円を給食の質の確保と、保護者負担軽減のために支出をしております。

教育委員会といたしましても、今後示される小学校給食費無償化に関する国の制度設計を待って、当初は中学校における保護者負担軽減を考えたいと思っておりました。

しかしながら、現在の物価高騰は、家計に重くのしかかっております。

子育て支援の観点からも、先ほど申し上げた補助に加えて、何かしらの給食費の補助、この支援を、これが必要であると考えております。

まだまだ制度設計が示されない中でありますけれども、その制度設計いわゆる国からの給食費補助をただ待つのではなくて、来年4月からの、もう目の前に来ておりますので、安定した給食の提供を念頭に、保護者支援に向けた準備を、町長部局のほうにも、これを進めるためにお願いをしていきたいと考えているところです。以上、お答えといたします。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長と教育長に申し上げるんですが、この小学校の給食の無償化については、自由民主党、公明党、維新の会が、この無償化について合意をしてるんですね。

当時の自民党総裁の石破茂総理、そして森山幹事長、政調会長の小野寺会長、そして、公明党は、代表で斎藤代表と幹事長の西田幹事長と政務調査会長の岡本会長と、維新の会は、吉村代表と共同代表の前原共同代表と、幹事長の岩谷さんということに合意の中については第2項に、給食の無償化は、小学校を念頭に令和8年度に実現するという合意をしてるんですね。

ところが、確かに、この石破さんも、この3党合意の中で、国費によって小学校の無償化ということを考えられて協議の中に載せたいと思ったと思うんですね。ところが、この前、この合意の給食の無償化の小学校無償化に対して、国費ということにおいては断念したということは、新聞紙上で載ってたわけですが、ただ今日の新聞を見ると、3党合意の中で、結局、国が中心に補助して、地方自治体のほうが負担するというような、そういうような提案をされたというふうに認識しております。

そこで、我が町は、結局町長はこの来年度の4月から、小学校の国費による無償化ということを考えて、それを念頭に置いて、中学校の給食も一緒に無償化しようということで考えておられたと思います。どうですか町長。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 学校給食の無償化につきましても、私の5期目のマニフェストで無償化を目指すということで、お約束をしております。

その上で、これまでこの学校給食の無償化につきましては、さまざまな議員から、ご質問頂きました。

私は、この学校給食の無償化につきましては、国が責任を持って小学校も中学校もその方針を出してやるべきという思いで、これまで、そこには言及せずに、それを町単独での補助は行ってませんでした。

ただ、先ほどから議論があつてありますとおり、国のはうが小学校は無償化をするという方針を昨年出されました。

それを受けまして、昨年3月の議会、施政方針の中でも、令和8年度から、それでは中学校を国がしないのならば、町が責任を持って中学校の無償化を進めるという方向で進めますという発言をしたところでありました。

その後、国の政策は2、3転、まだ決まっていないのが現状でありまして、今日の新聞によりますと各都道府県に県に負担を求めているような提案が書かれておりました。

半分ずつ出されるのか、3分の1を出せとおっしゃるのか分かりませんけども、そういった國の方針がまだ固まっておりませんので、この時点で軽々と中学校だけ無償化をするということはまた、小学校と中学校に差がつくわけでござい

ますので、その辺りはしっかり国の動向を踏まえた上で、進めていく必要があるのかなあというふうに思っております。

その上で、昨年、皆さん方にお約束をしましたとおり、来年度から中学校の無償化を目指すということを言っておりますので、その財源の範囲内で、逆に国・県がやらなければ、小学校・中学校の給食費の保護者の負担を少しでも軽減するような政策は進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長ね、国のはうが、この3党合意において、無償化、国費で無償化するということを町長は思っておられたと思います。

ところが、この協議の中で、もう本当は、正式に制度設計等々において、通知が来るということを、県もなかなか来ないということで、不透明だということで、非常にこの給食無償化においては、小学校の全額国費ということは、本当に難しいという、町長は国費でやるということを踏まえて、中学校も重ね合わせて、給食の無償化するということを思われたと思われますので、それでいいでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） そのとおりでありますて、本来ならば、国が小学校も中学校も一緒に考えるべきところであったのが、小学校だけしか無償化しないと、国がおっしゃいましたので、それではよろしくないということで、中学校のはうは、単費で、町でやろうという思いをしたところであります。

○10番（米村 洋君） そこで、ちょっと町長に提案したいことがあります、中学校の無償化の財源を、教育長、中学校の給食の無償化する時に、財源は幾ら必要か、どうですか。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 令和8年度、来年度、中学生の数が、竜北中学校・氷川中学校合わせて、266人となりますので、保護者から徴収している月額5,000円の、給食費で算定した場合、中学校の保護者から徴収しないという過程で申し上げますと、財源としては1,460万ほどになります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長、この中学校の無償化についてですよ、今現在約1,500万弱の予算を計上しなきゃならない。

そこで、今現在小学校は4,400円、中学は5,000円という給食費を今現在負担をしているわけですね。

そこで、この中の1,500万弱の給食の費用を、小・中学校の父兄の給食の負担を軽減ということに、幾らか回していただければいいと思うんですがどうでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほども申し上げましたとおり、中学校の無償化をするに

値する財源をもってという話をしました。

そのことは、いわゆる小学校・中学校の保護者の負担を少しでも、何割か軽減したいという思いでございまして、それがどのくらい減らせるのかというのは、今数字がひとり歩きしたら困りますので、中学校の無償化した時には、1,160万のお金がかかると今試算をしていると。

その上で、それぞれ小学校・中学校の給食の今、保護者の負担をある程度一律何割を減らすというその範囲内でというのは、考えていきたいなという思いでございまして、来年度の予算にはその分を是非計上させていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長、金額の1,500万弱の予算の中で、幾ら負担軽減をするか、この本会議において、その負担をどれぐらいを、軽減してやるかつて、その予算を、ちゃんと、町長、あなたの考えを言ってくださいよ。答弁願います。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほども教育長が申し上げましたとおり、生徒数が決まっていますので、それで割戻しますとどのくらいの金額になるのか、それがどのくらいの割合になるのかということでございまして、普通に大体その数字を考えますと、約2割から3割ぐらいは軽減できるのかなあという思いではあります。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 例えばこの財源の単費ですけどね、1,500万の予算が必要ということですが、1,000万強の予算をこの負担、父兄の負担軽減に回したら1,000万、結局生徒数において、4,400円と5,000円、1,000万をそれぞれ振替た時に、1人頭どれぐらいの負担になりますか。教育長。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 今年度、今、議員からありましたように小学校は1人当たり年間4万8,400円徴収しております。中学校は年間5万5,000円を徴収しています。

○10番（米村 洋君） 月ごとで、4,400円が幾らになるのかということを聞いています。1,000万の財源を回した時に、1人4,400円、5,000円、幾らの軽減ができるのかということ。

○教育長（西村 裕君） 1,000万円と仮に補助をした場合に、来年度の児童生徒数、これが667人となりますので、1人当たり年間1万5,000円程度の保護者負担の軽減となると、月に小学校で、月額が3,036円、中学校で、3,636円、3,000円と3,700円となり、3割程度の負担の軽減かなと考えております。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長、この議会の中で、1,000万強の負担を、補助金を出すということをちゃんと言ってくださいよ。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 何度も言っておりますとおり、やりますということは先ほど申し上げました。

どのくらいのことをやるのかというのを今、少し数字が出ましたけども、そういった数字を精査しませんといけません。

今教育長の答弁からいきますと、約3割ぐらいは大体軽減できるだろうという数字が出ましたので、その数字はぜひ守っていきたいというふうに思います。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 教育長ね、3割は負担をしてあげるということで、頭の中に入れてね、しっかりと今現在、この3割負担ということにおいて、小学校の4,400円が、3,000幾らかな、700円かな、になるということと、そして、中学校は幾らだった。ちゃんと、この辺のところの数字合わせを、町長とやってほしいね。どう。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 予算に関することですので、今、議員からご提案があつたことに対して、町長としっかりと協議をして、必要な予算があれば、当初予算に組むなど、努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長、この物価高騰の中で子育てに対して、大変な、結局、児童福祉は、児童生徒の中の父兄は、非常にこの給食費の支払いについても、大変な苦労してると思いますよ。

だからその辺のところ立場に立って、町長が言われた子どもは町の宝であるということを踏まえて、この辺のところ、十分に手当てをしていただきたいと思いますがどうですか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） おっしゃいますとおり、これまでも子育て支援につきましては、他にない支援をこれまでもやってきておりますし、その中でこの給食費についても、踏み込んで発言をしているところでありますと、ぜひ進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 教育長、当初予算、8年度の当初予算に、1,000万ぐらい組まなきゃだね、また突き上げするからね。その辺の分かつとてよ、町長。

いつも町長が言うね、この子どもは町の宝であるし国の宝であるということを踏まえて、やっぱり学校教育においては、給食ということにおいて、非常にカロリーの、結局いろんなことにおいて、やっぱり学習能力が高まったりという、健

康で状態がよくなったりするわけですね。

ただ、その3食の中で、給食だけ、カロリー計算でやつとるということで、僕らの小学校時代はアルミの弁当に梅ぼし1つで、漬物を載せてというのが、もうそれが常態化して、それは非常に健康的によくなかった。

しかしそういうね、生き方をしてきてるから、なおさら僕ら年を取ったら子どもというのに対しては、今の子どもも、教育長見てごらん、いい子どもといい女性、顔が良いでしょう、みんな。

ねえ、僕らのようにかさっぱができるたりね、いろんなこともね、試練がないじゃないですか、今は、だから、この食育教育ということが非常に大事だと思いますから、当初予算に1,000万計上しなければ、まだ突き上げしますから、その辺ところを町長覚えとってください。いいですか。教育長、答弁して。

○議長（三浦賢治君） 教育長、西村裕君。

○教育長（西村 裕君） 本当に議員おっしゃるとおり、給食というのは、1日の3分の1のカロリーを摂取します。子どもたちにとっては、本当に大切なエネルギーです。

朝から夕方まで子どもたち学校教育活動を行いますけれども、本当にこの給食のおかげで、健康な学校教育活動を、教職員とともに行うことができると、これはもう本当に常日頃から考えております。

公費で給食を補助するということで、給食の質を落とさないように、教育委員会としても、今後しっかり考えてまいりたいと思います。以上お答えといたします。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 3党合意の中身について、私も自民党員です。私はね。自民党与党の中で、政権の中で、当時の総裁石破茂総理が中心になって、これ立ち上げているわけですよ、この3党合意は。

その中で、給食の無償化は小学校やると、そして中学校もやるということを、早期の制度化を目指したいということを言ってるわけですよ。

ところが、結局、この3党合意の実務協議会において、小学校の国費による完全な無償化断念ということでやってるわけですよ。

ということは、地方に対して負担をしなさいということの全長線であるわけですよ。だから非常に残念であるということですよ。

やるんだったら国費でやる。そして、子どもは宝であつたら給食の無償化は、国費でやるっちゅうのが前提でないかと私は思います。

今後も町長、木村知事とよく検討されて、その負担割合が県にどれぐらい負担割合が来るのか、それで私ども町で地方自治体に、どのくらい負担するのかということ、1回よく精査していただいて、今後の学校給食については、前向きに取り組むということで、どうですか。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 昨日の冒頭の挨拶でも、全国町村長大会の話をしました。

高市総理が来られて、満場の拍手でございました。

それは、地方をしっかりと守っていくという考え方を示していらっしゃいましたから、満場の拍手になったんだろうというふうに思っておりまして、そのあと、このような報道が出てまいりまして、非常に残念に思って、私も同感でございまして、その上でやはり国、県、市町村それがやはり連携をして、進めていく必要があると思っておりますし、町村会からも、国ほうには要望しております。

小学校だけじゃなくて中学校も義務教育だから、無償化と一緒にやってくれという要望はしてるんですけども、なかなかその要望が通っていないというのが現状でございまして、これからも、声を上げ続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君） 米村洋君。

○10番（米村 洋君） 町長、学校の空調設備についても4年間の間やるということで、はつきり言わされました。

それと、学校給食においては、結局、父兄の負担軽減をするために予算を計上するということを言わされました。

しかし、最低1,000万を計上しなきゃ、突き合いますからね。そして、その時に、議会を奮起しないようにお願いしたいと思います。以上をもって、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 以上で、米村洋君の一般質問を終わります。

ここで、休憩にいたします。11時から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

-----○-----

午前10時52分

午前11時01分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、吉川義雄君の発言を許します。

○8番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。8番議員、吉川義雄です。

通告に沿って、3項目の質問をいたします。

最初に、10月19日投開票で行われました、町長選挙、町議会選挙について質問をいたします。

今回、町長選挙は、新人の立候補もあり、藤本町長にとって初の選挙戦でありました。結果、見事互選を果たされました。改めておめでとうございます。

また同時に、町会議員選挙も行われ、氷川町議会に初めて女性議員さんが誕生いたしました。議会が変わるばい、こういったたくさんの声を聞いております。

私も、気を引締めて頑張ろうと、新たな決意をいたしました。

藤本町長は、今回の選挙結果をどのように受け止めておられますか、町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

町長選挙の公約に掲げられた教育の環境の中に、小・中学校の体育館のエアコンを私は質問する予定でした。

今、米村議員からかなり詳しく詳細にありましたので、この点については、1つだけお聞かせください。

空調設備について、停電時にどう対応するのかということで、熊本市長の見解も載っていました。

併せて、人吉市、球磨村、あさぎり町は100パーセント設置をしています。

このことについて、詳細をご存じでしたら、簡単に結構です、お聞かせください。

私は、小・中学校の体育館の空調設備については、これまで何度も求めてまいりました。今回は見通しが立ちました。本当によかったです。

あとは、どう実現させていくか、議会も一緒になって知恵を出し合っていきたいと思います。

併せて、宮原体育館への空調設備の設置を求める声もたくさんあります。ぜひ、設置すべきと私は考えています。町の考え方をお聞かせください。

今回の町長選挙で、選挙公報が2度配布されました。どうしてこのような事態になったのでしょうか。経緯と今後の対策について、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

2項目め、8月の豪雨災害からの復旧状況について質問をいたします。

町長も選挙公報で、8月の豪雨災害からの早期復興を掲げられていました。担当課はじめ、職員の奮闘もあり、復旧・復興が進んでいます。被災者の方からも、町に対する感謝の声も頂いています。

しかし、まだまだ町内には災害の爪痕が残っています。復旧状況はどうなっていますか、現状をお聞かせください。

町内では、中小河川による災害が常態化しているところもあります。8月の災害では、早尾地区・樺地区の河川沿いの災害は、過去に経験したことがない状況がありました。

また町道では、立神地区、町道旧県道線、今でも交通止めです。また、桜ヶ丘グラウンドに通じる町道も路肩崩壊が大変な危険な状態だと私は思います。この道路の復旧計画はどうなっていますか、お聞かせください。

今回の災害から何人かの方から、うちのハザードマップは、このまでいいのかという声も頂きました。町の考え方をお聞かせください。

3項目め、物価高騰対策について質問いたします。

最近、何でも高くなつたという声が寄せられています。先日スーパーに行きました。5キロの米は売れないんですよ。2キロ3キロが売れてます、こういう話も聞いてまいりました。米の価格は本当に高くなっています。夕方の6時過ぎになつたら、うちはいっぱいになりますという店長さんの話がありました。6時を過ぎたら、

食品の値下げがされるからであります。

今年の食料品の値上げの数は、累計2万品目を超えたとなっています。12月も食品が217品目引上げられるという報道もされています。

そうしたことから、国が物価高騰支援対策重点支援地方交付金を打ち出しています。それに合わせるように、一部の自治体では、米券、商品券などの発行が毎日のようにテレビで報道されています。

氷川町は今後どのような物価高騰対策を考えておられますか、お聞かせください。以上、3項目質問をいたします。再質問は、質問席から行います。よろしくお願ひします。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君の質問事項が、3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、町長選、町議会議員選挙結果について、（ア）、（イ）、（ウ）一括して答弁をお願いいたします。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君）　吉川議員の質問にお答えをいたします。

去る10月19日に執行されました氷川町長選挙におきまして、5期目の当選を果たさせていただきました。過去4期は無投票の当選がありました。

今回は選挙戦となりまして、おかげで町民の皆さんと、この5日間の間に多くの交流ができましたし、意見を聞くことができました。

併せて、皆さまの審判を受けられたことは、大変意義が深かったというふうに感じております。出馬をされました江崎様には、感謝を申し上げたいというふうに思います。

結果は、ご承知のとおりであります。支持を頂いた4,006票、支持を頂けなかった1,886票、それぞれの票の重みというものをしっかりと受け止めて、初心を忘れず全身全霊を傾注しまして向こう4年間の町政運営にあたってまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君）　学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君）　吉川議員ご質問の1項目め（イ）の小・中学校体育館のエアコン設置はいつから進められるかについてお答えします。

併せて先ほど、停電時の対応についてということをもあわせてお答えしたいと思います。

開始時期につきましては、先ほど米村議員のご質問であった答弁のとおりでございます。

それから、停電時の対応についてということで、空調方式については、さまざま複数の方法があるかと思っております。

その中で、ガス方式あたりもあるようですので、空調方式については、これから検討してまいりますが、そういう停電時の対応についても含めて、検討していくたいと考えております。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 吉川議員のご質問の1項目めの（イ）について、また、小・中学校体育館と並行して宮原体育館の空調設備も必要ではないか、町の考えはについて、生涯学習課よりお答えします。

宮原体育館の空調設備につきましては、地域スポーツの拠点として利用されております。熱中症対策やスポーツ環境整備に、利用者環境の改善の必要性は十分に認識しております。

しかしながら、整備には相当な財源を要することから、他の公共施設や学校施設の整備との優先順位を踏まえて考える必要があります。

現時点では、空調完備の竜北体育センターもありますので、早急に必要であるとは考えておりません。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 吉川議員の質問の（ウ）についてお答えいたします。

町長選挙公報が2回配布されました経緯につきましては、最初に作成配布いたしました、町長選挙公報の記載内容に誤りがあったため、修正した町長選挙公報を再度配付したものでございます。

選挙公報の掲載に誤りが起きた原因としましては、9月25日の立候補予定者事前審査会におきまして、立候補予定者から、選挙公報に掲載する原稿を事前に提出頂いております。

その後、10月14日の立候補届出日に正式な原稿として、再度提出を頂きました。立候補届出日に提出されました原稿が、当初のものから修正されておりましたが、選挙管理委員会の事務局におきまして、その確認を適切に行っておりませんでした。

また、提出されました原稿はそのまま加工などをせず掲載するものとしておりましたが、印刷業者におきましてその体裁を整えるために、変更するなど行われておりましたけれども、この点につきましても、事務局での確認が行われていないという状況でございました。

結果としまして、誤った内容が掲載された選挙公報が、全世帯に配付されたものでございます。

選挙公報の配布が進む中で、該当します立候補者より、選挙公報の掲載内容に誤りがあるとの連絡が事務局に入りました、事務局におきましてもその誤記載の確認ができましたため、該当します立候補者に対しまして謝罪を行い、修正した選挙公報を再度全世帯に配布するということとなりました。事務局としましても、改めましておわび申し上げる次第でございます。

また、今回区長様におかれましては、投票日の2日前までに、当初の選挙公報を全戸配布頂いておりましたけれども、修正後の選挙公報を投票日前、前日までに再度、全戸配布頂くということとなりました。

今後の対策といたしましては、事務局でのチェック体制の確立や立候補者本人へ

の訂正か所の最終的な確認、また、印刷業者への選挙公報の掲載方法について、しっかりと説明をすることにより、同様の誤りが発生しないよう取り組んでいくこととしております。これで答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　町長本当に初めて選挙されて、どつかでちょっと、町長の話を伺いました。

5日間回るのは本当大変だなっていう話をされたようで、町長もそういう話をされたよというのが私のほうにも耳にも入ってまいりました。

町長が選挙のインタビューを受けられて、それが報道されていますが、その中に私自身もそうですが、やはりこの立場が大事なんだというのを改めて思いました。

それは、これまで多くの人の声に耳を傾けてきた、誰よりも住民目線で政策を実行できる自信があるというふうに書かれていました。町民の声を聞いて町民の要望に沿ってやれば、私は誰でも自信があるというふうに思います。

町長のインタビューにあるように、決意を持って進めていただきたいと思います。

町長も言われましたように、3人に1人は町長に対する何らかの意見があつて投票しなかったわけで、そのことは、しっかりと肝に銘じて頑張っていくという決意をされていますので、ぜひ今言いました町民の声をしっかりと受け止めて、しっかりと町政を運営に頑張っていただきたいと思います。

それが評価されるのが、次の出られるかどうか分かりませんが、氷川町の町政を判断することになると思います。

2項目め（イ）の項目については、先ほど米村議員から、本当に詳しい丁寧な質問があり、丁寧な答弁もあっています。

私はその中で近年の気候というのは、温暖化というよりもある大学の先生は、夏は酷暑、物すごく暑い、冬は極寒、とにかく寒くなるというふうに言われています。

先ほど教育長の答弁にもありました、毎朝、私はテレビを見ます、ネットを見ます。

それに氷川町は、外での運動は危険とか、もう毎日のように出てました。

そういう点では、やはり設置するのはもう緊急の課題といいますか、そういうせっぱ詰まった課題だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

併せて、先ほどちょっとと言いましたけども、人吉、それからあさぎり、球磨村というのは、学校の体育館100パーセント設置というふうになっています。災害があった3自治体は100パーセントでありましたので、ぜひそういったところも、参考にしていただいて、いろんな補助金を頂いて進めていただければというふうに思います。

最後の（ウ）の選挙公報について、私はどうしても納得いかない点があるわけですが、この選挙公報は候補者から出された原稿を写真に撮って、くじで定めた順序により掲載したものですというふうに、選挙公報には載っています。

届出されたのをそのまま写真載せる、写真撮って印刷する、これがいわゆる公

職せ選挙法で定められた方針だと思いますが、なぜ印刷所で変更されたんですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） これは印刷会社に直接確認をしているわけではございませんけれども、こちらから大体もともと依頼する際には先ほど議員が申されたように、出てきた原稿をそのまま掲載してくださいということでお願いをしているところでございます。

ただ、町長選挙の選挙公報につきましては、2段組の構成となっておりまして、これは想像するところなんですけれども、当時の該当する候補者の方々が提出されました原稿が横書きの原稿ということになっておりまして、そのまま多分掲載すると、少し見にくいとか、そういう部分を多分印刷会社のほうが、判断をされて、体裁を変えられたというふうに考えております。

ただ、先ほど言いましたように本来出てきた原稿をそのまま掲載するということがこちらからもお願いしているところでありますので、そういう部分の印刷会社さんとのしっかりした、ご理解頂く説明というのが、うちのほうからもできていなかつたのかなと考えているところであります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 私も、何でっていう疑問を持って、2度配ったのかなあというふうに、しっかり見ました。若干変わっています。

しかし、届出がされて、届出された原稿というのは、横書きだったんですね。写真を撮って、そのまま撮ってるんだったら、なぜそのまましなかったんでしょうか、するように言わなかつたのかなあと。

そして、候補者の名前自体も、届出された原稿よりも候補者の名前大きくなってるじゃないですか。原稿見たら。やはりそういう点は、手を加えるというのは、どうしたってよくないことだと思うんですね。

私もいろいろ調べてみました。いろんな意見が寄せられて、選挙公報はもっと早く配れとか、いろんな期日前投票もあるから、期日前投票で渡すようにしなさいとかいろいろなのがちょっとこう載ってたんですが、さっきの課長の答弁でいくと、最初頂いた原稿をしっかりチェックしないで、それをそのままやって印刷が出来上がった、版下が出来上がったあたりのチェックももうしなかつたということですか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 原稿提出頂いた際のチェックはしているんですけども、先ほども答弁で申し上げましたように、印刷会社から上がってきました最終の原稿と提出されました原稿とのチェックというものが適切に行われていなかつたというものでございます。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 私は、この問題はやっぱり大変重大だと思うんですね。

私のところに電話頂いた方は、いつ来るかなあと、それ見てから投票に行こうと思ったという話をされました。

ところが、2回来たんですよ、どっちが本物ですかという話もありまして、また別な人は、これが届いたのが、投票日の朝だったと。

それは、ポストを出すから、前の日に入ったかもしれないけど、その人が見たのは投票日の朝でしたっていう話がありました。

それで、再度その話を聞きに行きました、ご夫婦から話を聞きました。

先ほど言わされたように、公職選挙法170条で、投票日の期日の2日までとなっていますということで、私はこの点でも、選挙期間が5日間しかないから、大変だなといつも思っていました。

そういう点では、2度配付されましたが、1度目で、それから2度目の配布完了のチェックとかそういうのはどのようにされましたか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今議員が申されました公職選挙法170条の規定によります2日前までというふうに、2日前までに選挙公報の配布をするということで、それに基づきまして、最初の配布につきましては、区長様のほうに事前にご説明をいたしまして、17日までには配布を完了していただくということでお話をされてお願意をしておりますので、当初の選挙公報につきましては、17日までには配布がされたものと思っております。

全世帯にそれが確実に配布されたかという確認は、ちょっと物理的に不可能ですけれども、区長さんのほうからは、配布は上できましたということで受けているところでございます。

その後の2回目の配布につきましては、先ほども申しましたが、選挙公報が配られて一旦配られた後に、そういう修正があると間違があるということで受けておりますので、17日に再度修正した選挙公報を刷り直しまして、17日のうちに納品頂いて区長にまたお渡しをしているところでございます。

ですので、そこについてはまず2日前ではなかったんですが、前日の18日までには、区長さんのほうから全世帯に配付を頂いたということになっております。

併せまして、広報が届くのが1日前っていうことになりますので、17日の午後3時、それと5時の防災無線で、併せましてそういう修正がありますということでの防災無線も流しているところでございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 担当する職員も大変だし、配布する区長さんも大変だったと思います。しかし、疑問に思う人はおられるわけですね。

今後の対策として、1つは、きちんとしたチェック体制もとることと、また印刷をかける最終段階での校正あたりもぜひきちんとやっていただきたいし、配布完了についてはもちろん区長さんから、連絡を頂く、これはぜひしっかりと続けていただきたいと思います。

私も、政治活動を始めてから、選挙の手伝いをいろんなところでやってきました。1番気を使うのは選挙公報なんですね、各家庭に届くわけですから。体裁も考えて

いろんな点を考えて作ります。

それが、最終的に写真に移して使うからそのまま出るから失敗したら終わりだよということです。原稿が、届出する原稿用紙が、A4判で、縦のスペースに書くようなスペースがあったじゃないですか。

そういうのを含めて、今後、再検討をしつかりやっていただくようにしてもらいたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） ただいま議員がおっしゃられたように、原稿依頼する際の様式につきましても、町長選・町議選で掲載の仕方が違います。

そういうったところも、今回の反省点ではございますので、次回の選挙の際にはそういうったところから、ちょっと見直していきたいと考えておるところです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 次に質問事項2、8月の豪雨災害の復旧状況、中小河川道路の復旧整備について、（ア）、（イ）、（ウ）一括して答弁を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 質問事項2の（ア）につきまして、農業振興課よりお答えいたします。

今回の大雨では、平野部の農耕地の冠水により農作物の流出や枯死、また、農業用施設や機械等の破損、故障等が多数発生しました。

現在多くの生産者におきまして、復旧に向けた取組が進められ、生産資材の調達や追加防除、施肥等の対応、また、農業用機械等の修繕を実施し、営農を再開されているところですが、農業用機械等につきましては、メーカーや修理業者の対応状況等もあり、年度内での完了が難しいものもあると確認しております。

状況につきましては、引き続き把握に努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 同じくご質問の（ア）について、農地課からお答えします。

農地及び農業用施設の復旧状況としましては、圃場に流入した土砂の撤去、畦畔の復旧、農道、水路の復旧について、現在、国の災害復旧事業の査定を受けており、査定終了後に、地権者、耕作者の方々、関係機関の方々と調整しながら工事の実施へ進んでいくこととなります。

また、山間部の圃場に流入した土砂の撤去につきましては、既に農家の方々が自力で撤去されている箇所も含めまして、同じように現在災害復旧事業の査定を受けているところです。

なお、国庫補助の対象とならない小規模な災害に対する農地の復旧につきましても、町単独の補助事業などにより、条件にもよりますが、対応を図っているところでございます。農地課から以上答弁終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ア）の道路及び河川並びに下水道施設の復旧状況について、建設下水道課よりお答えいたします。

まず、道路、町道につきましては、被災の状況が、山側法面からの土砂崩れや、倒木、路肩の崩壊、陥没など、多くの箇所で発生いたしました。

対応状況といたしましては、被災後直ちに通行止めの解消を行うため、町と災害協定を結んでいる氷川町建設業協会に法面の崩壊土砂の撤去や、倒木の処理などの応急的な対策を依頼し、現在ではほとんどの箇所で通行可能となりました。

また、応急処理後の土留め等の対策が必要な箇所につきましては、国庫補助事業である災害復旧事業を活用し復旧を予定しております。

補助事業の対象とならない箇所につきましては、修繕等で復旧を進めて、順次復旧が完了しております。

次に、河川につきましては、被災の状況が護岸の破損や河川内への土砂の流入などがありました。

河川内への土砂の流入は、道路と同じで、建設業協会に土砂の撤去を依頼し、ほとんどの箇所で土砂撤去が完了しております。

また、護岸の復旧などの対策が必要な箇所につきましては、国庫補助事業である災害復旧事業を活用し、復旧を予定しております。補助事業の対象とならない箇所につきましては、修繕等で同じく復旧を進めております。

下水道真空ステーションの復旧につきましては、機器等が浸水被害で運転できませんでしたが、現在一部交換機を除き、応急復旧が完了し、正常に運転ができるております。

最後に、災害復旧の現在の状況につきましては、道路が13箇所、河川が6箇所、下水道施設が1箇所ですが、国の査定が11月末に全て終了いたしました。

今後災害復旧事業で復旧する道路や河川は、今後測量設計業務の実施を行い、その後、復旧工事の実施と、早急に業務を進めていくように予定しております。

なお、復旧する規模にもよりますが、令和8年度内に復旧が全て完了できるよう努めてまいります。

以上で、建設下水道課から復旧状況について説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 同じく2の（ア）質問につきまして、町民課からお答えいたします。

被災した住宅の復旧に当たっては、地域全体の公衆衛生の確保や生活再建に向けた住宅の修繕などが必要であるため、まずは敷地内や住宅内に流入したごみなどを片づけられるよう、早急な体制づくりが不可欠であります。

そのため、町では、8月13日の午後から9月14日まで、災害ごみの仮置場を開設し、集中的な収集を実施しました。

結果的にこの1カ月間で延べ3,308台の搬入車両に対応し、1,388トンの

災害ごみを受けて受入れております。その後も9月27日、28日には浸水して処分せざるを得なくなった農薬の収集、11月17日から19日には、圃場へ流入した災害ごみなどの収集を実施し、豪雨災害からの早期復旧に向けた対応をしてまいりました。これで、町民課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 同じく、質問事項2（ア）につきまして、地域振興課が管理しております施設についてお答えいたします。

地域振興課が管理しています、竜北公園と立神峡公園に被害がございました。

まず、竜北公園内では、お祭り広場東側を含め、5箇所、公園内を通ります町道法面が4箇所の計9箇所での土砂崩れが発生しております。

公園内及び町道につきましては、9月初旬までに土砂を撤去し、安全に利用及び通れるように復旧しているところでございます。

ただ、公園内の南側上段の1箇所につきましては、機械での作業が難しく撤去できていない状況ですけどですが、遊具などの利用には支障はない状況です。

現在、復旧方法を含め測量設計業務を委託しております、業務完了後に、復旧工事を予定しているところです。

続きまして立神峡公園につきましては、公園内11箇所において通路の砂利が流れ出てしまい、凸凹の状況で、公園利用者の皆さまにはご不便をおかけしましたが、埋め戻しにより、復旧も完了しています。

また、上流のつり橋、龍神橋の下にあります、第2駐車場の舗装が約450平米による剥がれがございました。里地屋敷の敷地広場の法面が高さ4メーター幅10メーターほどの崩れがございましたが、2箇所とも、現在、復旧修繕を行っている状況です。以上で、竜北公園と立神峡公園の被災及び復旧状況につきまして答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 同じく（ア）の質問について、学校教育課からお答えします。

学校教育課所管の8月豪雨による災害復旧につきましては、宮原小学校実習地内のほとんど法面が崩れましたが、土砂等の撤去作業につきましては、10月に完了しています。以上で、学校教育課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 同じく（ア）の質問につきまして、生涯学習課よりお答えします。

桜ヶ丘グラウンド北側の倒木樹木の伐採については、業者に依頼し11月に作業を完了しております。以上で、答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （イ）について、お答えいたします。

中小河川や道路につきましては、今回の8月豪雨による被害ももちろんのこと、

近年の異常気象により、全国各地で時期を問わず、甚大な被害が増えてきている状況です。

町としても、今のところ、河川や道路の災害を防除する整備計画等はありませんが、これまでも被害が同じ場所で起きないように、基準に基づく改修等を行ってきており、被害が軽減されていると思います。

また、今後も、改修等を検討しなければならないと思いますが、まずは、現在実施している災害復旧事業が早期に完了するように取り組んでいきたいと考えております。

また、立神旧県道線、東上宮、桜ヶ丘線につきましても同様に災害復旧事業において、同じく、今後は測量設計を行い、工事へと進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で（イ）の答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） ご質問の（ウ）について、お答えいたします。

今回の8月号におきましては、氷川町におきましても線状降水帯の影響によりまして、過去にない内水氾濫が発生し、広範囲に甚大な被害となっております。

氷川町のハザードマップが掲載しております、総合防災マップには、河川の氾濫や高潮の影響範囲、土砂災害の危険箇所などについて、掲載してございますが、内水氾濫の影響については、掲載されておりませんので、ハザードマップの整備については、検討していきたいと考えているところでございます。これで答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 議長災害のちょっと写真を見ていただきたいので、配布許可を頂きたいんですが、よろしいですか。

○議長（三浦賢治君） はい、どうぞ。

[資料配布]

○8番（吉川義雄君） 先ほど、各課長から、詳しい被害状況、そして復旧状況をお聞きし、改めて被害が甚大だったんだなというのを認識しております。

私も災害が発生した日いつも町内を回るようにしています。

以前、災害が収まってから、今ごろ来たって駄目だよって言われたことがあります、これは大変なことになってるなと思って回りました。本当に大変な状況でありました。

そこで、私はちょっと、河川とそれから道路に関して幾つか、再度お尋ねをしたいと思います。

皆さんのお手元に、すいません、回ってない課長もいらっしゃいますが、これは災害が起きた日に、早尾、それからここには持ってきてませんが、立神峠、それから、沖塘と回りました、その写真もありますが、これは、私が1番分かりやすいと思って、皆さんに渡した分です。

水害1の上の写真は、この川は瀬戸口川というんですが、この橋の欄干に木材が

引っかかっていますが、この上を当日は濁流が流れっていました。

その下の写真は、この橋の横の民家の家です。ブロックが濡れていますが、ここまで水が来たわけです。

次のところに、水害2の写真を載せていますが、これは、河川が氾濫し、民間のブロック塀が倒れています。倒れてここから、水が家に流れ込んだりした分です。

この瀬戸口側の上流になるんですが、水害3は、河川の横の道路です。崖崩れ、そして、この道路は、途中に民家が3戸4戸あるんですが、4戸は一時的には車を出し入れができない、そういう状態になっていました。

水害4の写真は、河川の何て言いますかね、土手といいますかは、反対側に崩れ去っている写真です。なかなか大変な状況がありました。

実はこの間は、河川の改修も何度も行われて、下のほうは綺麗になっているんですが、今回の豪雨でこういった大きな被害が発生をしたわけです。

1番下の町道に面してあるところの公民館の横の道路は、橋が架かっていますが、この橋の改修をしたわけですが、ここが狭くて水がよく流れないといった状況になってなっているというふうに思っています。

担当課長、なかなかもう整備が、これ以上河川も広げられないという話がありましたが、どうなんでしょうか、何か対策がほかにあるでしょうか、お聞きします。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） ご指摘の橋の部分というのが、以前の橋というが、合併前、古い橋がかかっておりました。

合併後に、この辺で被害が出るということで、断面を大きくして嵩上げをして、幅も拡幅しております。

かなり流れが良いものと思っておりましたが、今回は雨量がかなり降っております。災害基準を超える雨量、6倍もの雨が降っておりますので、そういった雨がこういった川に流れ込んでくれば、基準を超してしまうということで、今後どういった対策ができるかというのは今後、県も含めて検討していくみたいというふうに考えております以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 今課長も申されました、最近の豪雨というのは、想像を絶するものがあるわけですが、これから先、台風もっと強力になってくる、そういうことが言われています。

だから、先ほど農地課長だったんですか、内水氾濫の話をされました、まさにここも一緒なんですね。

できる対策を課長とも大分話合いましたが、とにかく民家もあるし、橋はあれ以上、上げられないし、橋の下は下水管が、水道管ですか、下水管ですが、通っているのはなかなか難しいと思いますが、何か方法があれば幸いだと思います。

今後、しっかり検討して対策をとっていただきたいと思います。

もう1つ、町道のことで、2点をお伺いします。

町道立神旧県道線は、現在も通行止めになっていると思います。現地見に行きましたして大変な状況だと判断しました。この道路は、高校生が通学で使う道路でもありました。今は通れないから、国道を通っているわけですが、大変な思いをしてい るようです。この道路については、先ほどの話で言いますと、まだまだちょっと時間がかかるようありますが、氷川町の観光地であります立神峠に行く道路でもあります。見通しとしては、8年度中に終わるということですか。早く、夏場までに終わるということでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 当箇所につきましては、氷川町の観光地ということがあります。

でも、実際の現地のほうを被災状況を見ました際に、山側は20メーターを超える法面があります。

それが滑っ来て、対岸まで、川のほうまで押し流して、下手の擁壁につきましては、護岸が一部擁壁が壊れています。

こういった状況下で、通行解除できるというものではありませんので、今後、災害復旧にも載せておりますが、氷川町の中でも1番大きい現場、被災箇所だと思いますので、できるだけ早く、夏までにはちょっと無理だと思いますが、できるだけ早く復旧できるように考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 最後にもう1点お伺いします。

桜ヶ丘に上る東上宮地区の道路ですが、道路にガードレールがないということで、これもすぐ設置していただきました。

皆さん大変喜ばれていたんですが、今度は法面が崩れて、心配だという声がありました。ここは見通しどうでしょうか。これも、なかなか大変だと思います。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 同じく、そこの当箇所につきましては、災害復旧事業ということで、先ほども言いましたが、11月に災害査定が終わりました。

その後、額が確定しましたので、測量設計業務並びに工事へと進んでいくということで、復旧につきましても、8年度中を目指して頑張っていくということで、できるだけご迷惑をかけないように、復旧を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） この町道の2箇所については、私も大規模な災害だから、簡単にできないなというふうに思っています。

住民の方が、いつ頃できるか分かったら教えてほしいなという声もありましたので、町のほうで、広報紙を使って今後災害復旧の状況なんかを、ぜひ知らせてやつていただきたいというふうに思います。

ハザードマップについては、河川の氾濫の特別警報が新しく創設をされています。

先日、文化センターで行われたボランティアの発表でも、中学生の発表でも写真が出ていましたが、これから先はこういった状況がかなり増えてくると思います。

マップの中に、氾濫のそういった情報も、ぜひ早急に載せていただきたいと思います。これで、この項目を終わります。

○議長（三浦賢治君） 次に質問事項3、物価高対策について、（ア）の答弁を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） ご質問事項（ア）について、企画財政課よりお答えいたします。

11月28日に閣議決定された経済対策の補正予算におきましては、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援を行うため、重点支援地方交付金の追加交付が予定をされたところあります。

本町は、これまで本交付金を活用した物価高騰対策として、3歳未満児を対象に、子育て物資の購入に利用できる、子育て応援券の支給や、保育料の無償化、保育園・幼稚園及び小・中学校の給食費への補助など子育て世帯への支援をはじめ、生活者支援では、LPガス使用世帯への支援、プレミアムつき商品券の販売を実施してまいりました。

また、農林水産業では、工芸作物及び施設園芸の燃油高騰対策、飼料及び畳表絹糸の価格高騰への支援を実施してきたところです。

今回追加交付される交付金の活用につきましては、今後配分される額を最大限活用し、早急に物価高騰の影響を受けている町民の皆さまの生活を支援するため、効果的な事業を適切に実施してまいりたいと考えております。以上で、企画財政課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 今回国が打ち出す物価高対策については、以前からそうなんですが、国は発表するけど仕事はしないと。全て自治体任せになってくるわけですね。

町長も、お金は国がくれ、あとは出さんでほしいとまでは言われませんが、そういう話をされたことがあります。

自治体にとってみれば、マスコミがこれだけ騒ぐから、みんな何が来るのかという期待をしてるわけですね。

私自身は、この物価高対策で米券の問題のことが盛んに言われていますが、何か物価が下がる、そういうことにならないんじゃないかというふうに私は思っているわけです。

今言われましたように、効果的なものを考えるということですが、町長自身は、どんなのを取り組みたいと考えておられますか、お聞かせください。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 国のほうは、まさに交付金を追加で配ることでござい

ますが、まだその額も確定をいたしておりません。

どのくらいの額の交付金が来るのか、それを見極めた上で、どういった手当てができるのかというのは、今後の課題だろうと思っておりまして、先ほど言いました、これまでの交付金の使い方は、それぞれあらゆる分野に使ってきて、それなりの効果を得ているものというふうに思っております。

その上で、今回の分はできましたら、町民の皆さま方全ての皆さま方が、享受できるような支援策のほうが、1番いいのかなという思いは持つてるとこであります、それがどういったものがあるのかというのは、しっかりと精査をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　今町長言われましたが、ある方が、お米券は要らないよって言われました。

そして、貰うところと貰わないところがある、あれもやめてほしいという話をされました。

今町長の答弁で、私は、希望を持つわけですが、全ての人に、やはり、支援ができるそういう制度をそういうものにぜひ議会も知恵を出したいし、執行部も知恵を出して頂きたいと思います。

新聞報道を見ると、対策でいろんなやりますけども、子どもへの支援とか、ガス料金の支援とかやるんですが、自治体が自由に使える重点支援地方交付金という枠が新たに設けられて、それについて使い道はこうなんだということが言われるもんだから、またマスコミでも大問題になってます。

この重点支援地方交付金 担当課長、自治体が自由に使えるということですから、積極的に町長にも提案してほしいと思うんですが、これは、私に言ってこられた人の案ですが、その人は、もう、うちは商品券を作ってるから作る経費は1番かからんとやないかなと。

だから、1番金かからないで、すぐ使える金券を出してほしいというふうに言わされました、担当課長は何か、今の時点で考えていることがありますか。

○議長（三浦賢治君）　企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君）　先ほど町長の答弁でもございましたように、まだ配分額が確定しておりません。配分額の確定後に、町のほうで方針のほう検討していくたいと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　何か答弁があつて期待が、今日ネットで見てるよという話もありました。

だから、何か答弁があるのを期待されていると思いますが、今のところまだ全然そういう発表できるものはないということですか、町長。

○議長（三浦賢治君）　町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君）　氷川町では、これまでもそういった交付金を使いまして、地

域振興券を3回交付をしてきております。

それは、全ての町民の皆さま方にお配りした地域振興券であります。

そういったものはやっぱり1つのツールかなと思っておりますし、これまで3回発行しておりますので、もうやり方分かっておりますので、次1番早いやり方のかなと思っております。

そのほかにはないのかというところが、やはり模索する必要があるのかなというふうに思っております。

国は口は出さないと言いますが、口は出します。お米券にしてもしかりでございますよ。今大問題になってますよね。

期限を切つとったのを延ばしてもいいとか延ばしたいかんとか、昨日も国会で議論があつておりました。

そういった形で制度設計をせずに、金だけ配って、あとは自由に使って、自由に使っていいならいいんですけども、使ったところにまたクレームが来るということもありますので、その辺りはしっかり見極めて、沿った使い方をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　ぜひ、これまでの行政としてのこういった支援策の事業の蓄積経験がいっぱいあるわけですから、その中でいかに効果的なものができるか。

そして、やはり年末というのは、お金も出でます。後でお金が入ってくるとなれば、気持ちとしては、使うかなということにもなってくると思いますので、できるだけ早く、方針を決定したいと頂きたいということをお願いして、これで質問を終わります。

○議長（三浦賢治君）　以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。1時から開会をしたいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

午後　0時00分

午後　1時00分

-----○-----

○議長（三浦賢治君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、西尾正剛君の発言を許します。

○4番（西尾正剛君）　皆さんこんにちは。4番議員、西尾でございます。

新しい議会の体制が整つて初めての議会での一般質問になりました。

早速ですが、一般質問は2項目通告しております。

質問の要旨は、まず氷川町の農業振興対策についてお尋ねいたします。

今年、2月1日現在で実施された農林業センサスの結果は、11月28日のマスコミ報道では、熊本県の基幹的農業従事者は5年前と比較しましたら、24パーセント減少したことございました。

速報値は町に届いていると思いますので、氷川町の状況はどうであるか、お尋ねいたします。

また、前回の2020年から2025年の間の農業振興施策の結果を踏まえて、第2次氷川町総合振興計画の2023年から2027年の後期基本計画、それ以降の計画をどう見直すのかどうかをお聞かせください。

また、最も懸念いたしますのは、基幹的農業従事者や農家数が減少することによって、耕作面積も少なくなったり、また、農業従事者以外への相続のケースも出ており、農地が耕作放棄地となってくる恐れがあります。

耕作放棄地は、景観のみならず、周辺農地に害虫の発生など著しい悪影響を及ぼすこととなります。

そうならないために、これまで農業委員会や農地中間管理機構が斡旋し、農地の流動化を進めていると思いますが、その対応や実績などをお聞かせください。

また、一般的な農地の固定資産税は1,000m<sup>2</sup>で約1,000円ですが、平成28年度の税制改正を受け、平成29年度から農業委員会が遊休農地であると判断し、農地中間管理機構と協議を行うよう勧告した農地は軽減措置が受けられなくなり、その結果、固定資産税が約1.8倍となります。

つまり1,000m<sup>2</sup>で約1,800円となる可能性があります。

しかし、この農地中間管理機構に全農地を貸しつければ半額となるようです。

こうした措置は、農地の有効利用を促進するための税制改正なのでしょうが、氷川町ではこうした取組が税務課と連携しているか、お尋ねいたします。

2項目めは、先々月の10月18日執行されました氷川町長選挙と長期戦議員選挙の選挙公報の件についてです。

先ほど吉川議員の一般質問の中で、総務課長がお答えいたしましたが、氷川町選挙公報の発行に関する条例では、選挙の期日の2日までに配布するようになっております。

お隣の市では、選挙期日までに有権者宅に届かなかったとのマスコミ報道がありましたが、氷川町では、2日前までに届いたかどうか、お尋ねいたします。

なお、この（イ）のほうの選挙公報の差し替えの質問事項については、吉川議員の答弁内容を受けて、私のほうから少し質問したいと思います。

通告書にありますように、ここ（イ）のところで、農業従事者への相続などの理由で耕作放棄地（遊休農地・荒廃農地）というふうに書いてありますが、これは定義がありまして、1年以上耕作をせずそれ以降も耕作しない場合の定義がそれぞれ分かれています。耕作放棄地は農林業センサス、遊休農地は農業委員会、荒廃農地は農水省で定義されています。

今回は、耕作放棄地で進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、氷川町農業振興対策について、(ア)、(イ)、(ウ)一括して答弁をお願いいたします。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 質問事項1の（ア）につきまして、農業振興課よりお答えいたします。

農林業センサスは農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などの農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画立案、推進のための基礎資料となるもので、全国の農林業経営体等を調査対象として、1950年から5年ごとに実施されている基幹統計調査です。

今回の調査は、2025年2月1日を基準日として実施されまして、その概要が、先月28日に農林水産省より公表されたところですが、公表されたデータにつきましては、都道府県の区分までの概数値でありまして、町のデータは、来年3月末頃に予定されている確定値の公表の際に、判明する見込みとなっております。

公表された内容によりますと、主な仕事が農業の基幹的農業従事者が全国的に減少しており、前回調査から34万2,000人、約25.1パーセントの減となりました。

その減少率は、比較可能な1985年以降で過去最大となっております。

また、熊本県の基幹的農業従事者数につきましても、前回調査時の5万1,827人から、3万9,386人と、約24パーセントの減となっておりまして、全国と同水準の変化を示しております。

氷川町における2010年調査以降の減少率は九州や熊本県と比較して緩やかであるものの、今回の公表を鑑みますと、基幹的農業従事者数は大きく減少するものと捉えております。

高齢化などを背景とする農業者の減少につきましては、これまで懸念されてきた事項ですが、その傾向が更に加速化したことを踏まえ、担い手確保対策を強化することは急務と考えております。

新規就農にあたりましては、町としても、県やJA等と連携し、栽培技術や経営確立に向けた指導、相談対応等のサポートを実施しております。

また、農業担い手に対するセミナー等も実施して、経営知識と技術を備えた農業者の育成を図っておりますし、農業経営の後継者対策として、熊本県農業経営就農支援センターなどの取組により、就農から経営発展、継承に関する支援も行われております。

これまでの施策の継続に併せ、農作業の省力化、低コスト化など、農業者の経営環境の改善と所得の向上安定につなげる施策を進めるとともに、国・県や近隣自治体、また関係機関との連携を更に緊密にし、新規就農者をはじめ、各生産者、生産組織の支援育成に向けた体制の強化と取組を推進したいと考えております。

また、農地の担い手としての集落営農組織の経営力強化に向けた取組につきましても進めていきたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） ご質問頂きました、（イ）について農地課よりお答えします。

農地の流動化政策とは、農業経営の効率化や規模拡大、耕作放棄地の発生防止や予防などの目的で農地の売買や貸し借りを促進し、持続可能な農業の実現を目指す一連の施策を指すものです。

具体的な施策の中心となるのは、農地中間管理事業です。

これは、農地バンクと呼ばれるものであり、農地を規模縮小する方や、リタイアされる方から借受け、新たな農業の担い手に貸し付ける仲介を行うものです。

これにより、農地の集積、集約化による効率的な農業経営の促進や、耕作放棄地の発生防止と有効活用を方図ることとなります。

令和7年4月の法改正により、農地中間管理機構が作成する促進計画に基づく貸し借りがこの農地バンクを経由する契約に一本化されたことから、新規の契約面積は、これまでの1年間の実績を大きく上回っており、本年11月末現在での契約実績は約50ヘクタールとなっております。

また、農用地区域内の農地の売買につきましては、農業委員会において、農地移動適正化斡旋事業による売手と買手の仲介を行っております。

本事業は、農地中間管理機構の作成する促進計画に基づいて行うものであり、譲渡所得税の特別控除など、税の軽減措置を受けることができます。

契約実績は令和6年度で22筆、9ヘクタール、本年11月末現在で21筆、9ヘクタールとなっております。

続きまして、（ウ）についてお答えします。

中間管理機構の活用実績は先ほどお伝えしたとおりです。

平成29年度からの地方税の改正により、遊休農地に関し一定の条件に当てはまる場合には、対象となる農地の固定資産税の評価水準を引き上げるという、税制上の措置がございます。

農業委員会において行う利用意向調査による所有者等への利用意思の確認状況などから、これまでにこの措置の対象となった、適用対象となっている、耕作放棄地遊休農地はございません。

農地の課税軽減としましては、所有する全ての農地を新たに農地バンクへ10年以上貸付けた場合に、農地に係る固定資産税が一定期間2分の1に軽減されるものです。

年間の貸し借り実績から対象者を整理した情報を税務課へ提供し、対応を図っております。以上で、農地課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 今、陳野課長のお話では、全国と同水準であろうと。

氷川町の場合も、緩やかに減少しているようだということだったんですが、過去の農林業センサスをちょっと比較してみたところ、平成22年の数字からしますと

1,700人、それが27年度は、12パーセントダウンして1,500人、令和2年では、17パーセント減少しまして、1,246人、それが今回の場合24パーセント、この熊日新聞に掲載されていた、この34万人減の記事の中に出でてきます、24パーセントで計算しましたら、もう1,000人を割って、946人ぐらいになるのではなかろうかということで推移されると思います。

これは、2010年の15年前から1,700人から、この数からすると、もう2025年は、1,000人切るのではなかろうかということなんですけども、今、早速対応しなければならないというような施策が、今、両課長から説明があったように進められているとは思うんですけども、この第2次振興計画、この氷川町の総合振興計画と、これは後期の基本計画が掲載されているんですが、今、陳野課長と坂梨課長が言いましたように、作業の効率化とか所得の向上とかいろいろ新規の、新規就農の人の支援とか、いろいろなことがこの中にうたっております。

これから先もそういった形で、進められていくとは思うんですけども、ここ5年間の率からすると、急激な専業農家が減少しているというような結果だと思います。

これは、全国的に今後もそういった形で進んでいくと思うんですけども、この内容は踏まえたところでの点なんですが、これからちょっとお尋ねをしたい点と、あと、今後の施策、最後に自分なりの提言をさせていただいて、町長の見解を伺いたいと思います。

まず、今、両課長の話がありましたように、これから先の氷川町の農業を維持し、振興を図っていくためには、どう新規就農者を増やしていくのか、儲かる農業をどう画策していくのか、農地の集約化をどう図っていくのか、耕作放棄地をなくすためどういった施策を講ずるのか、この4点ではないかと思います。

そこで、まず1点目が、新規就農者の確保についてですが、まずその前に、この氷川町がこれまでの多分、全国並みにということなんですが、この基幹的農業従事者が同じような減少率で、氷川町が推移して行こうとする時に、どういった減少率とかっていうので行きますか、それとも、あと次、そういった理由は、やはり新規就農者との減少と高齢者のリタイア、そういうことですかね、陳野課長どうでしょう。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 先ほどおっしゃいました、農業従事者の減少につきましては、今回の農林業センサスにおきましても言及されておりますけれども、1つの要因としまして、近年の物価高騰に伴いまして、資材価格が高騰していることが考えられます。

個々の生産者におきまして、できる限り経費節減の努力をされているんですけども、農産物につきましては、経費の上昇分を、そのまま価格に転嫁することは難しいと。その結果所得が上がらず、経営を圧迫している状況にあると思います。

こういった状況が続けば、当然営農を断念せざるを得なくなるということも考えられますので、同様の現象は出てくるのではないかと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛委員。

○4番（西尾正剛君） 先ほどの陳野課長の答弁の中にありました、今度の12月の補正予算に、農業次世代人材投資事業補助金150万円が計上されております。

国の制度で、新規就農者に対して所得補償の制度がありました、これまであってるんですが、その新規就農者の人たちは、農業をし続けておられますか、また、今、これまで対応された、適用を受けて従事されている新規農業者、何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 新規就農者の数ですけれども、令和2年度から6年度までにおきまして、33人、新規就農されております。

このうち離農された方につきましては、1名となっております。

交付金の交付を受けられた方につきましては、継続して営農していらっしゃいます。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） この点は、新規就農者を増やして行かないとリタイアする方が多いわけですから、何とかこの就農支援、新規就農者を増やしていくような施策が、今後とも必要だと思うんですが、農業立町であるこの氷川町というのも、国民の食を支える農業の衰退を食い止めるためには、こういった手立てが必要だと思います。

ですから、行政と今、サポートしているということなんですけれども、他町と比較して、氷川町でこういったのを、新規就農者の人たちには支援しているというような施策はございますか。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） すいません、先ほどの答弁の中で、1点間違いがございました。

離農された方につきましては、交付金の交付を受けていらっしゃいました。受けた方が離農されたということでございます。

あと、新規就農者に対するサポート体制ですけれども、まず就農の検討段階で窓口に相談されることがあるかと思いますが、そういう方には、まず相談受付をして、各種事業や制度の説明を行い、また継承や経営開始にあたりまして専門的な相談体制が整備されております熊本県農業経営就農支援センターへの案内等も行っております。

また、八代地域では、関係機関で構成しております八代地域新規就農支援連携会議等でも情報の共有を行っております。

就農の準備段階におきましては、農業経験の有無により一部対応が異なることとなりますけれども、研修機関の案内や栽培知識、技術指導に係る支援を関係機関と連携して行うとともに、就農後の支援の基礎となる青年等就農計画の作成や、新規就農者向けの補助事業活用に関する支援を行っております。

また、就農後におきましては、面談や書類による営農状況の確認に併せまして、関係機関で構成するサポートチームによる圃場現地での経営状況確認等を定期的に実施しております、課題解決に向けた助言など、新規就農者の営農継続に向けたサポートを行っているところでございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 先ほど話しましたが、5年間の基幹的農業従事者っていうのが、結果的に24パーセント減少するとちょうど300人ぐらいの減少となります。

5年後にこの氷川町の基幹的農業従事者数が、600人から700人ぐらいに減少してしまうというような推移がされると思うんですけども、今後、陳野課長、今の推移で、この5年間は、急激にダウンしたと私は思ってるんですが、今後5年間、この高齢化によって離農する人とか、今、支援しているというお話をされたんですが、新規就農者とかそういう予想数というのは、把握されておりますでしょうか、どうでしょう。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） ご質問の件につきましては、なかなか想定が難しいところがございます。

あと、新たに入ってくる方もありますけれども、親元就農等もございますので、そういうところの掘り起こしもしっかりしていきながら、支援をできたらと思っております。以上です。

○4番（西尾正剛君） 西尾正剛君。

氷川町の農家数を維持するためには、働き方の改革、それと新規就農者を何とか確保するしかないというふうに思います。

例えばの話なんですが、農家のこういった人手不足を、これは働き方改革の話なんですが、農家の手不足を解消するために、今、シルバー人材からも派遣されている農家があるようです。

そういうところとか、人材派遣会社からの派遣を受けている農家もあるみたいですね。

そこで、こういった経験者を新規就農者に求めるための相談窓口とか、氷川町のホームページあたりでマッチングを行ったらどうだろうかと思うんですが、こういった施策なんて、陳野課長いかがでしょう。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） ただいまご提案頂きました、シルバー人材センターや人材派遣業の方を通して農業の従事者として派遣されてる方を対象とした働きかけにつきましては、これから研究させていただければと思っております。

県には、先ほども話をしましたが、新規就農者を始めとする担い手確保対策を強化する観点から、相談窓口としまして、熊本県農業経営就農支援センターが令和7年4月から設置されております。

この機関は、就農から経営発展・継承までをワンストップで相談対応するために、

従来ありました新規就農支援センター、農業経営継承支援センター、農業経営相談所の3機関を統合して設置されたものです。

こちらでは、新規就農商談、親元就農や第三者継承支援、就農後の経営相談につきまして、相談窓口を一本化し、具体的な就農までの伴走支援を行っていくものとしております。

就農相談会の出展者情報や経営移譲の情報等につきましても、随時更新され、マッチング支援等も行われておりますので、まずはそういった機関の活用推進を図るとともに、広くホームページや町の公式LINE等でセンターの周知を図っていきたいと考えております。

議員からご提案頂きました件につきましては、改めて研究させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 陳野課長言われました、就農支援センター、今年の4月からというお話だったんですが、9カ月たった現在は、申込みとか相談された方いらっしゃいますか。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） センターの実績についてまでは、把握しておりませんけれども、町の相談窓口のほうにこられた方につきましては、センターのほうをご案内しているところでございます。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 次に、農事組合法人のことについて、お尋ねしたいと思いますが、平成29年には3法人ありました。

そこから組織化した法人数は、幾つに増えましたでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 現在6法人となっております。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） ここでは、農作業の共同作業とかが行われていると思うんですが、この活動状況あたりは、担当課で把握されているのか。

そのことと、やはりこの中でも、高齢化が進んでいると思うんですが、オペレーターの育成とか、後継者の不足とかというのが課題になっているかもしれません、その点どう把握、対応されておりますか。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○4番（西尾正剛君） それぞれの経営状態につきましては、各決算書等での確認等を行っております。

また、こちらの6法人のほうで、県なども含めまして連絡協議会を構成しております、そういったところで情報共有等を行っております。

また、高齢化等につきましては、問題となっておりますので、つい先日ですけれども、今後の経営の継続に向けて、農事組合法人向けの経営セミナーを行った

ところです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 次に、お尋ねしたいのが、儲かる農業の画策、これについて、町がどういった政策を打っているかお尋ねしたいと思うんですが、5キロの米が2023年の5月には1,890円でした。

それが、今年の4月には、4,225円と2倍以上の価格に引き上がっておりまます。これは、インバウンドと天候の影響で、米不足が米価の高騰につながったということでしたが、JAの概算金も、60キロ当たり、3万円以上という報道もありました。

竜北地区の場合は、もち米が作付されており、うち米と連動をして価格もアップしているというふうに聞きました。

先日のテレビ報道では、加工業のお店で、もち米の仕入れが昨年と比較して倍になつたということでございました。

これは、知人の専業農家の話によりますと、今年の秋の米の価格は、集荷業者が高値で買ってくれて、これまでに経験したことがない価格だったという話を伺いました。

また、果樹農家の方の話では、昨年は猛暑の影響で、ミカンが大不作であつて、50年間作つて初めてだったというお話を聞いたんですが、今年の柑橘類はカメムシ駆除ぐらいで、そこそこ収入はあるというお話を伺いました。

しかしながら、先週のマスコミ報道では、米がダブついて、値下がりしそうで来年は農家が期待している売値とはならないかもしれない、そういう報道もあつてます。

何とか農家数を維持していくためには、先ほど陳野課長言いましたように、この農業所得をアップさせねばなりません。

これは、同僚議員からお話を聞いたんですが、燃料、農業機械、農薬、肥料全て高騰しているそうです。

ですから、経費を幾ら削減しようにも限界があるようです。儲からないと、農業従事者は減少する一方だと思います。

氷川町の場合は、この集約型農業ではイチゴとトマト、土地利用型農業では、もち米とうるち米、ほかも作付されていると思いますが、そこでもっと儲かる作物を検討していく必要もあると思います。

氷川町が儲かる農業として現在、県の農業普及振興改善は、農業改良普及所って言ってたんですが、以前はJAの指導課と一緒に農家の指導に來ていたんですが、そういう応援を受けて、新規作物、そういう検討がされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 新たな生産作物ということですけれども、こちらにつきましては、個々の生産者、生産組織におきまして、それぞれ作物を選択され、

栽培をされておりますので、町として、今現在、新たに考へておられるものはございません。

ただ近年の猛暑による高温障害対策ということで、こちらにつきましては、町からも県の担当課などにも働きかけておりまして、対応していただいております。

例えば、梨につきましては、耐暑性の品種の栽培面積も広がってきております。

また、儲かる農業としては、加工技術から6次産業化ビジネス拡大に関する県の支援機関としまして、フードバレーアグリビジネスセンターが、八代市の鏡町に設置されております。

農業に携わる方や企業の方の相談窓口となるほか、農産物や加工品の高付加価値化や事業拡大、6次産業化といったニーズにワンストップで対応する体制が整えられておりますので、こちらにつきましても、改めて周知を図りまして、利用を働きかけていければと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） ぜひ、農業従事者数を確保するためにも、儲かる農業の画策を農業支援施策で、取り組んでほしいというふうに思います。

次に、農地の集約化についてお尋ねいたします。

リタイアする農業者が出てきても、土地基盤整備事業が行われた農地は、専業農家の方に作付を依頼して、耕作で維持管理はできていくという可能性は高いようです。

しかし、これは一昔前までは、い草と冬春トマトを作付していた原田地区、宮原地区の原田地区では、多くの専業農家があつたんですが、もう数件となってしまいました。兼業農家になって、水稻だけの作付とかほかの農家にお願いして今のところ、美田は維持されているようです。

しかし、作付条件の悪い、立神地区などでは荒れている農地が相当あります。そうした農振地区以外の農地の場合、小作料は要りませんから専業農家に耕作をお願いしたとしても、そこの農地は、昔から言うだんだん落として水回りが悪かったり、農地の形が悪く、作業効率の面から断られてしまっているみたいです。少し条件がよいところでも、耕作面積がもう手いっぱいだからということで断られてしまっているというお話を聞きます。

そこで、お尋ねしますが、氷川町の専業農家で作付面積の多い農家はどの程度耕作されているのか、まだ耕作放棄地を受入れる余裕があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 農事組合法人以外の法人で、作付面積の平均は約8ヘクタールとなっております。

宮原地区に関しましては、法人が少のうございますので、個人の農家さんの確定値を確認しているわけではございませんが、話に聞くところによると大体5ヘクタールぐらいが上限でつくられている方が1番多いという話を聞きしております。

ます。

何をもって手いっぱいになってるかというのは、なかなか難しい話でございます。

耕作をされるところの先ほど議員もおっしゃったとおり、条件、場所、農業従事者をされていらっしゃる人数あたりで、どこまで作れるかという状況になりますので、何をもってというのはなかなか答えづらいと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 宮原のほうで5ヘクタール、それと8ヘクタールぐらいが竜北地区のほうということなんですが、ちょっと知り合いが八代市にいるんですが、そこでは20ヘクタールぐらいを作っていると表のほうでは米を作つて、裏作はレタスをつくつておるようです。

裏のほうは八代市の農業法人が来て、外国人を10人ぐらい雇つていっぺんに作業してます。去年はブロッコリーを作つてたんですが、ヒヨドリに全滅されまして、今年はレタスをつくつておるみたいです。

そこの場合は、表だけお米をつくつて20ヘクタールなんですが、何とか工面をしていただきながら、こういった耕作放棄者辺りを、耕作してもらえるような手だてが、何かないかなというふうに思うんですが、離農される農家が農地を貸したり、売りたいという、こういった相談者に対しての行政支援、先ほど農地バンクとかのお話もありましたが、それが主な業務の内容になりますか。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 先ほどお話ししました全農地を貸出した場合、または斡旋事業による売買による税控除の特例あたりのみとなっております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） これに関連した質問なんですが、この通告書の中にも書いておりましたけども、非農家の方が、農地の相続を受けました。

自分で農業ができるから、耕作放棄地となる見込みだから、その農地を人に貸したい、売りたいという相談がありました。

そこで、農業委員会に直接尋ねてくださいということを伝えたところ、令和4年に相談を受けたこの非農家の方が、立神の北滑川や、迫の農地を売りたい、貸したいと相談されたみたいです。しかし、なしのつぶてみたいです。相談者の受付記録とか対応記録とかそういう台帳は存在しますか。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） ご相談頂きました農地の貸し借り売買につきましては、その都度、地域の農業委員さんの農地利用最適化推進委員さんの方にも情報を提供しまして、探していただいているというような状況にございます。

併せまして、相談の記録につきましては、紙媒体にはなりますが、地図化をして、この農地の借りたい貸したい方への希望であるとか、面積であるとか、相談の内容辺りは簿冊化をして、関係各課と氷川土地改良区のほうに置かせていただきまして、見ていただけるような状態にはなっております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） この方の場合もそうなんですが、もう全然解決に至ってないということでの話なんですが、もう1年以上耕作されてませんから、結構荒れている農地になっていると思いますが、そういった農業委員さんの斡旋とか、相談を受けた方がお世話できなかったならば、そういった所有者は自分で耕作する人を探さなければならぬのか、農業委員さんのお話もあったんですが、今、予算上で顔出しております、農地利用適正化推進員とか、農地利用活動委員とか、こういった方も斡旋してくれますか。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 農地の貸し借り、売買の斡旋につきましては、先ほどお話ししましたとおり、農業委員さんもしくは農地利用最適化推進委員さんの活動の中に入っています。

やはり相談のあった中で、条件不利という一律の規定はございませんが、やはり山手のほうというのが、耕作放棄地にやっぱりなりがちで、その部分につきましては、借手がなかなか見つからないという状況にはなってまいります。

しかしながら、委員さんあたりには常に情報を流させていただいて、可能な限りさせていただいているという状況にはなりますので、あとご本人で探すというのはなかなか難しいかとは思いますが、その分の制度を使っていただくしかないのかなと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） そのほか先ほど課長が言いました、農地バンク、農地中間管理機構、ここは、本人が直接、連絡をするのか、あと、農業委員会がこういった売買とか賃貸とかの、受けてくれるんですか。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 農地中間管理機構の申込みにつきましては、個人さん直接でも構いませんし、町を経由していただいて全然問題ございません。

農地中間管理機構の持てる情報あたりと貸したいという情報がマッチングすることは可能だとは思っておりますが、なかなか案件も、借りたいと言われていらっしゃる情報が少のうございますので、貸したいと申出をされた場合に、農地中間管理機構のほうで確認を取った上で、なかなかマッチングができない場合は、また、町のほうの農業委員会のほうに情報提供依頼が来たりしますので、そこは一体となって取り扱うというような形に考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 何とか耕作放棄地を減らすような工面の中で、農家の人も非農家の人も、もうこういった受け手が引受け手がない場合、農地の売却も考えている人もいらっしゃると思います。

ここで話なんですが、八代市内の場合は都市計画区域ですから、農家の人が広い農地を民間のデベロッパーに売って、デベロッパーは、その後、宅地造成して、

どんどん新しい家が建っているみたいです。

八代の市内、あと、千丁あたりもそうだと思うんですけども、ところが、氷川町の場合は都市計画区域外です。

外の場合、都市計画区域内と都市計画以外のところは、全然この農業委員会の取扱いが違ってまして、これは、第3種農地の場合を前提として、余り制限を受けない農地の場合の話を、農地を前提として、これまで売却しようとしても、150坪しか切り売りができませんでした。

分筆登記をして150坪しか、宅地として造成して家を建てるということはできなかつたんですけども、氷川町の場合でも、農地の場合でも、民間業者に広い農地は売却できます。

ただし、民間業者は家を建てて、そのあとに、建て売りの売却方法しかなかつたわけです。

しかし近年、国交省から、農地転用許可に関する通達が来まして、農家自身が指定する建築業者で、一定期間に建築をする契約を行った場合、建築条件付で農業委員会の転用が許可されるっていう内容です。

坂梨課長もご存じだと思いますので、この中で一定期間の期間数、これはどのくらいの期間なんでしょうか、その点をお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 土地の専用住宅を建てる際の農地の転用に関することは、今議員がおっしゃったとおり、都市計画区域内外での取扱いというのが変わってまいります。

お話を頂いたとおり、平成31年の3月に農林水産省のほうから通知が出ております。

内容としましては、建築条件付売買予定に係る農地転用許可の取扱いについてという内容でございます。

要約しますと、これまでの農地転用の許可制度は、住宅を建設する前提の土地の造成のみは転用許可がおりませんでした。

しかしながら、現在の最近の建て売り状況、ご本人さんで家をデザインして建てたいという要望あたりが多く出てきております状況から、一定期間内に申請地に住宅を建設することを前提に幾つかの条件を満たした事業計画の場合には、土地の造成のみという該当ではなくて、建築条件付売買予定地として、転用を認めることができます。

これによって、事業者が先ほど150坪の広さに、ちょっととらわれない状態で複数区画を同時にこの売買予定地として申請することは、事業計画を作り、申請することが可能となりました。出てきました申請の計画に基づきまして、期間を設定して、転用許可を認めております。設定した期間の終了までに、申請事業者は、必ずその申請地に住宅を建設することが必要となります。

先ほどお話をありました、許可期間につきましては、取扱いの要領などに具体的

な期間の明記がされておりませんので、事業者から提出していただいた事業計画の内容を吟味しまして、県内の各市町村の状況と県の意見辺りを確認して、案件ごとに期間の設定をし、その内容について農業委員会でその妥当性を判断しているところでございます。

これまで複数機関の事業計画に対して約2年半、その程度の許可期間をしているケースがございます。以上であります。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） 今、坂梨課長が、農水省からの31年という話だったんですが、ちょっと私手元に持っているのが、この国交省からだったんですよね。

これは国交省からの通達で来ている文章だったんですが、この中で、ちょっと注意しなければならないという点があつて今坂梨課長が言わされましたように、2年半の間にみんなを片づけないとはいけないと。

例えば300坪にしましょうかね、300坪の農地を農業者が他人売る場合で、売って家を建ててくださいどうぞということで、3分の1ずつした時に、3分の1の100坪の部分は農業委員会が許可をくれて、家が建ちました。

あと、その2件については、今、坂梨課長が言われた、2年半の間に、あと2件も建ててくださいねというようなルールみたいなんですが、建たなかつた時には、誰が建てますか。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 許可期間2年半につきましては、案件ごとに異なりますので、一概に2年半という規定ではございませんが、許可をおろした期間内に家が建たなかつた場合、土地が売れなかつた場合につきましては、そもそも申請事業者が事業計画で、この土地に家を建てますという事業計画になりますので、必ず申請事業者が建設をする必要がございます。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） それでは、（ウ）の通告のところに行きたいと思いますが、これは、令和6年度の決算書の主要施策の成果に関する調書というのは、昨日、監査委員さんのほうからも説明ありましたが、その中では、坂梨課長のところでいきますと、新たに発生した耕作放棄地は3.7ヘクタールです。解消した農地は2.9ヘクタールだそうです。つまり、80アール、8,000m<sup>2</sup>の耕作放棄地が令和6年度発生しているみたいです。

そこで、令和6年度末の耕作放棄地は116.6ヘクタール、ほとんど中山間地とか耕作が難しいようなところだとは思うんですけども、毎年1ヘクタール程度は増えていくのではないかと思います。

そこで、先ほど税務課との連携の話をしたんですけども、これは、この税制の目的としては、耕作放棄地をなくすために、今まで1,000m<sup>2</sup>を1,000円が1,800になるというような課税のやり方なんですが、これ、先ほどの説明のとおりで理解はいたしますけれども、今後、もうこういった形で進めていく、1.8倍のほ

うにはならないような形をとるということ、今後の話なんですがいかがでしょう。

○議長（三浦賢治君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） 固定資産税の標準の水準の引上げにつきましては、対象となる耕作放棄地の確認する必要がございます。

先ほどもお話ししましたとおり、農業委員会で1年に1回、農地利用状況調査を実施しております。

その中で、耕作放棄地に該当となる筆を確認し、その確認された筆の持ち主に関する利用意向調査を通知により確認をしております。

その通知による内容の中に、ご自分で維持管理をします、または中間管理機構を使ってでも貸し借りをしたい、そのような内容の回答があった場合には、水準の引上げの該当にはなりませんので、必ずその分のやりとりが発生すると考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） すいません、もうあと7分しかないもんですから、選挙のほうも1つ聞きたいのがあるもんですから、ちょっと最後に町長の見解をお伺いする前に、ちょっと先ほど話しましたように、提言させていただきたい点が2点あります。第1点は、この耕作放棄地を解消するためには、かなり前なんですが、農地を他の農業者に貸した場合、国の制度に1,000m<sup>2</sup>当たり3,000円の補助制度ということが確かにありました。

これは、農地流動化推進補助金という名称だったんですが、こういったのは、予算が伴う制度設計になりますので、町長の見解を伺いたいんですが、こういった補助制度を設けたらどうかということと、もう1つが、以前、市民農園が流行出した頃、これも多分、農地法が若干改正されたというふうに理解しておりますけれども、家庭菜園が、そういう面積は大したことないと思うんですけども、氷川町のホームページで、今の空き家バンクみたいな形をとって、遊んでいる土地を借りませんか、買いませんかというような形で、希望者を募るっていう、そういう検討はいかがでしょうか、町長。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それぞれ、やりとりを聞いておりまして感じましたことでは、氷川町は農業基幹産業とする町でありますので、これからも農業を守つてまいります。

そのために、177億の投資をして基盤整備事業を進めているわけでございまして、その上で、その農地を誰が守るのか、農家の人が守ってもらわなきゃなりません。

その農家のを、今、国は本当に守っているのか。そこからやっぱり議論する必要があると思っておりまして、農地を守る前に農家を守らななりません。

農家を守るということは、やはり農家の皆さん方が、農業をして生活ができる収

入を得ていかにやなりません、先ほどもありましたとおり、そのための取組は、これまでも冰川町でもやってきましたし、今でもやっております。

それでも減り続けているこの現状は、やはりそこをきちんと担保するシステムがないからであります。

今度の米騒動がありました、令和の米騒動、米1つでの騒動ですよ。ほかの作物、一遍になかったらどうなるのか。外国から輸入すればいいのかと、今でも輸入してますよ。米も輸入してますよ。それでも農家の方々の生活ができない。

ここは、やはり国策としてやっていただきながら、そのことは、いつも私は要望に行ったら、土地を守る前に農家を守ってくださいって、そのためには何をせなんかって、収入を上げるような環境を作ってくださいと、いわゆる農業の、それぞれの作物の最低制限価格を決めてくれて、梨ならば1反幾ら、いちごなら1反幾らがきちんと決まってれば計算して、それで生業ができますし、親子2代、3代一緒に生活すれば、その分面積が広がって、それだけの収入がある、だから生活ができる。

そういうたやっぽり環境というのは、やはり国全体で整えていただきながら、その上で、私たちにできることというのは、これまでも、先ほどコストの話がありました。さまざまな支援をしておりますし、いわゆるお天道様相手の農業仕事でございまして、いつ何があるか分かりません。

そのための農業共済、あるいは収入保険、その分も今2分の1の補助も、うちだけですけども、多分全国でうちだけだと思いますけども、やっております。

そういうた手だてをしてやってきても、この現状があるということでございまして、そこはやはりみんなで知恵をまさにして、3,000円の補助を出すから受け手があるかということが、問題がございまして、農園を開いて、そのために、農業法人を作つてみんなで、地域で農地を守ってくださいという、今方向を進めております。

そこを、しっかりとまた進めていきたいと思っておりますし、人手不足の話がありました。今八代地域は、それをいわゆる外国人に頼っております。頼らずに、地域で離農した、あるいは高齢者の皆さん方が、ほぼ我が家との子どものため、孫のためなら一緒に仕事をしていいよという環境が、この農事法人で、できればなという思いで、6の法人を今設立をさせております。

そういうたところは、まだ軌道に乗っておりませんけれども、いわゆる人の部分、あるいは物の部分、いわゆる効率化の部分も含めて、そういう形で進めていければ、何とか見えてくるのかなという思いでございまして、そこにはしっかりと手を差し伸べていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、農業は大事な産業ですので、これからも冰川町としましても、しっかりと守っていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦賢治君）　西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君）　町も、議会も一緒になって冰川町の農業振興のために頑張っ

ていかなきやならないというふうに思います。

もう2分40秒しかありませんので、2項目めは、吉川議員に対しての総務課長の答弁がありましたので、もう答弁は要りません。

ただし、これは配達済みの確認とか、ちょっと先ほども選挙公報、これは規定というのがあって、選挙公報規定というのがあって、これは横書きとなったのを業者が変更したという説明だったんですが、これは文字の形態等によっては、これ、規定の第4条なんですが、文字の形態によっては、当該候補者に対してその記載箇所の訂正を求めることができるというふうになってますし、これを求める暇がなかつた時には、委員会は、必要な訂正ができるということになります。

ですから、ここの中では、先ほど聞いた内容で、お話ししてあるんですが、2日前までに何とか届くようにしてほしいというふうに私のほうにお願いいたします。

これは八代市だったんですが、八代市では選挙日以降も届かなかつた。これはどういったことかなと思って、これは八代市長選挙の時だったんですが、市の選管はどういった対応をするのだろうかと思ってちょっと調べてみました。そうすと、佐賀県と兵庫県で、落選した人から未達を不服ということで、選管への異議申立てが行われてました。

ところが、選管はこの選挙公報の未達は、審査請求の対象とはならないということを却下しています。更に県の審査申立てをしたんですが、その申立ては棄却してます。

ですから、これが選挙に対する結果に影響はなかつたということなんですが、候補者は告示日以降は極めて選挙運動は制限を受けるために、この選挙公報というのを、候補者にとっては大事な媒体の一つだと思いますので、何とかこういった2日前までに届けてもらったり、あとちょっと調べてみたら、配達地域の指定郵便物っていうところで郵送している自治体もあるみたいです。

ですから、ホームページで掲出したり、期日前の投票所に備付けたり、投票日の前日までに、そういうところもあるみたいですので検討していただきながら候補者に十分配慮いただきたいと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

ここで、休憩を10分間とります。

-----○-----

午後 2時01分

午後 2時11分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番小佐井めぐみ君の発言を許します。

○1番（小佐井めぐみ君） 皆さん、こんにちは。1番議員、小佐井めぐみです。

本日は、傍聴席にもたくさんのご観覧に来ていただきありがとうございます。

大変緊張しておりますが、頑張ります。

先日の氷川町議員選挙で当選させていただきまして、今回が初めての質問となります。不慣れなことばかりで、ご迷惑をおかけするかもしれません、どうぞよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、2項目質問させていただきます。

まず、1項目めは、旧常葉保育所の児童館計画についてです。

令和6年度末で廃園となった常葉保育所で、私は令和5年度の後援会長を務めておりました。保育園の環境と保育の雰囲気が気に入り、我が家のある4人の子どもたちも通わせていただいておりましたが、全員を卒園させることは残念ながらできませんでした。

当時は、そのあとの建物の利用については、何も予定は立っていないと担当課長から当時伺っておりましたが、今年6月の議会で、藤本町長が児童館として使う予定であると発言されたのを知り、子どもたちの思い出が詰まった建物が壊されずに済むということにほっとしたところです。

児童館が一体どのような計画で進められ、どのような施設となるのかは、私たち保護者を含め、地域の方たちにとっても非常に興味があるものと思います。

6月議会の中では、改修の設計費用に1,200万円、それを含めたトータルが9,000万円程度であると福祉課長のほうから答弁されておりましたが、現在の進捗状況はどうなっていますか。設計の概要や改修予定予算等について、現在の状況を教えてください。

また、この児童館計画は、町民のニーズから計画されているものと把握しておりますが、計画を進めるに当たって、ぜひ町民が意見できる形をとってほしいと思います。その辺りについては、どう考えていらっしゃいますか。よろしくお願ひします。

次に、2項目めは、指定管理候補者選定委員会設置要綱の見直し検討についてです。現在指定管理として運営されている施設は4箇所あると思いますが、前回から氷川町公民館及び宮原体育館の管理は公募により候補者が選定されています。来年の夏頃には、また次の候補者選定委員会が設置されることと思いますが、前回の候補者選定後、各施設の運営は、事業計画書に基づいて適切に運営されていますか。現時点での評価と今後の課題もあれば教えてください。

また、選定結果の公表や、選定委員の構成について、今後変更の予定等あれば、町の見解を含め教えてください。

以上、2項目となります。今日来られている傍聴の皆さんにも、あと画面の向こうで見られている皆さんにも分かりやすく、簡潔なご答弁をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつお願いします。

質問事項1、旧常葉保育所の児童館計画について、（ア）から（イ）を一括して答弁をお願いいたします。

福祉課長、尾崎徹君。

○**福祉課長（尾崎　徹君）** ご質問の1項目めの（ア）と（イ）について、福祉課から一括でお答えいたします。

まず（ア）についてですが、6月議会におきまして、氷川町児童館改修工事設計業務委託の補正予算のご承認を頂き、令和7年8月に設計業務委託の契約を締結しております。

改修予定であります旧常葉保育所におきましては、築27年が経過しております、屋根、外壁、建具、トイレや空調設備など、各所で老朽化が進んでおりますので、施設自体の改修等も必要となる見込みです。

また併せて、児童館としての小学生・中学生も利用できるような施設整備も必要となりますので、既存設備の利活用も含めたところで改修内容の検討を行っているところであり、具体的な改修内容、事業費につきましては、現時点ではまだ未定となっております。

次に、（イ）についてお答えいたします。

児童館改修にあたり、令和6年2月に子ども計画策定時に、小学生以下の子どもを持つ保護者へのアンケート調査や、今年10月に町役場職員の子育て世代にアンケート調査を行いましたほか、担当課により、県内3箇所の児童館への現地視察を行っております。

また、受託業者におきましても、先進地への現地視察を行われており、それらを参考に協議を行いながら、改修内容の検討を進めておりますので、新たに町民の皆さまからの意見聴取等は予定しておりません。これで福祉課からの答弁を終わります。

○**議長（三浦賢治君）** 小佐井めぐみ君。

○**1番（小佐井めぐみ君）** 施設の改修は、まだ未定とのことです、いつまでに建設を完成させたいという、その目標などがありますか。

○**議長（三浦賢治君）** 福祉課長、尾崎徹君。

○**福祉課長（尾崎　徹君）** 予定といたしましては、今年度中に設計を行いまして、令和8年度中に改修工事を、行いまして令和9年度には供用開始ができればというところで思っております。以上です。

○**議長（三浦賢治君）** 小佐井めぐみ君。

○**1番（小佐井めぐみ君）** 先日、担当課のほうの窓口でちょっとお話を聞かせていただいた時に改修の程度について、3パターンぐらい考えていらっしゃるということをちょっと口頭でしたけどお伺いしております、改修を今ある施設の形をある程度そのまま残す感じで、改修にたくさん手を入れないというか、必要最低限のところで改修するプランと、せっかくするんだから、たくさん、がつり改修するというプランとその間ぐらいのところで改修をという感じでは、お聞きしているんですけどその辺りもまだ未定でしょうか。

○**議長（三浦賢治君）** 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎　徹君）　先ほど言いましたように、屋根工事、外壁工事、トイレ、建具関係も含めたところで全体的に工事をするとなれば財源的にもいろいろありますし、資金関係、補助金、交付金を活用したところでの事業となりますので、補助対象になるような事業内容で、実施していくところであります。

屋根に関しましては、全体はそのまま残したところでの必要最小限で改修していかなければというところで思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君）　小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君）　改修費用についてですけれども、次世代育成支援対策支援施設整備交付金というのを使われるとお聞きしております。そのうち半分が補助でしたか。

○議長（三浦賢治君）　福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎徹君）　議員言われましたとおり児童館改修にあたりましては、次世代育成支援対策施設整備交付金が対象となる交付金となっております。

これも補助率が、規模に応じて、内容に応じて3分の1、または2分の1がいろいろありますし、子どもの居場所づくりの部屋を確保するとか、もうもうそういった改修内容に応じて補助率が2分の1というところまで最高となっておりますので、いかに交付金をとれるような形での改修内容をしたいと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君）　小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君）　その残りの分の費用についてですけれども、基金の例規集のところを見ましたら、たまたまですけど児童館に対しての基金がもう設定されておりました。

その中で多分、予算をカバーされるのかなと思っているんですけども、その財源はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（三浦賢治君）　福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎　徹君）　補助残に関しましては、起債を予定しておりますし、基金といたしましては、寄附を予定しておりますので、寄附額はまだ分かりませんけども、そこも含めたところで残りの部分は、起債のほうを借りまして、また、少しでも一般財源の出し分が少なくなるようにということで検討しております。

○議長（三浦賢治君）　小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君）　児童館を造るに当たって、ほかの施設も現地視察に行かれてるということで、お伺いしておりますが、そのあとの町民からの意見を取り入れる機会は今のところ予定されてないとさっき答弁がありました。

実際にこの施設を使うのは、ほかの市町村の児童館を使われている方ではなくて氷川町に住まれている児童、保護者たちだと思っておりますので、その意見もぜひ聞いていただいて、施設の設計などに反映していただけたらと思っております。

この旧常葉保育所の児童館計画がスタートしたきっかけは、幸福度調査の中の意見から、この児童館計画が計画されたと把握しています。

その時も、広報誌2025年7月の広報誌の中で、2月から4月に519名の方が答えていらっしゃって当時の人口で簡単に割ると、4.8パーセントの方が回答してくださってる内容となります。

その中で、6月議会の町長の答弁の中で、雨の降る日に子どもたちと親が一緒に行つて過ごせる場所がないということや、そういった場所を造つていただきたいという意見が多数あったということから、児童館にすることにされたんだと思っておりまして、大切なことは、住民のニーズがそこにあるっていう、その場所を提供していきたいというふうに意気込みを語つていただきました。

それで、実際に改修前の今段階ですが、その時点では町民のニーズが一応ここに反映されているのかなと思っておりますが、その過程もぜひ町民にも知らせていただきたいなと思っております。

結果が、完成した後にこういう施設ができましたと町民に披露していただいたとしても、その中に、使い勝手ですとか、いろんな希望が盛り込まれてなければ、実際に使用する立場になれば、使いにくかったりすると、なかなかそこに足を運ぶ機会が減っていくのかなとも思いますし、その過程をしっかり町民にも伝えて、広報紙などで経過を伝えていただければ、町民もそれだけ完成を楽しみに待つことができるのではないかなと思います。

改修前の実施計画、途中段階なども積極的にSNSとか、LINEも町のほうで管理されていると思いますので、そういうところで情報をしっかりと公開していただきたいと思っております。

こういう思いがあるのは、やっぱり私が旧常葉保育所の後援会をしてた時、保護者の思いがそこにありますて、閉園することも私たち保護者は、閉園の方針が決まってから、伝えられました町のほうから、なので、その閉園をするかどうかというのを話し合う段階において、意見を聞いてもらう機会がまずなかったというのが、保護者にとってはすごく思い残すところがある点で、それをしていただいた上で、それでも閉園という形になっていれば、少しは私たちの気持ちを聞いていただいた結果なのだというふうに受け入れられることができたのかなと思うんですけども、それが無く、そういった意見の反映ができない状況になってから伝えられての後援会活動だったので、なかなかその辺が自分たちの思いを伝え切れることができなかつたので、今でも保護者の方の中には、納得できていない方も実際たくさんいらっしゃいます。

といった思いがある施設である以上は、次こういう児童館という施設になる上で、ぜひ地域の人から愛されて親しまれるような施設になってほしいなというふうに思います。それが、叶えれば、私たちも、残念ながら途中で退所しましたけれども、その退所した分の思いもそこに少しは報われるものがあるのかなと思いますので、ぜひ、実際に使う側の意見もたくさん積極的に聞いていただき、全部を取り入れていただくというわけではないんですけど、聞いてもらって、それが反映されたかどうか、別として聞いていただいたことっていうその過程自体が、町民にとってはこ

の行政に参加しているということに繋がるのかなって、ひいては町のことに関して広く興味を持つような姿勢に変わって行くのではないかなと思いますので、その辺りをしっかりと検討していただきたいと思います。

これが町政に対して町民が興味を持つか持たないかの分かれ道になるのではないかなと思いますので、町が何をしようとして、それが、どんなふうに今進んでいるのかっていうので、積極的に町民の意見を聞く機会を設けてほしいと思いますし、それが常にセットになっているような透明性の高い行政運営をしてほしいなと思います。

町民が行政に対して興味関心をしっかりと持つてもらえるように、そして政治に参加する機会を作れるように、私たち議員も積極的な情報発信をしなければならないなと思いますので、こういう透明性の確保からも、ぜひ途中経過の段階からしっかりと意見を聞いて、それを反映させていく、その説明も、しっかりとそこにセットで付けていただいて、その意見をどういうふうに形にしたんだ、どういう理由で形にできなかつたんだということをぜひ町民に返していただければなと思います。

この点について、よかつたらご意見をよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） まず、設計等ができましたら、議員の皆さんには予算等の承認等も頂かなければなりませんので、議会の皆さんには、施設概要、事業費も含めまして、ご説明する予定としております。

また、改修決定、設計が決まりまして改修状況等の進捗状況等につきましては、逐次また、こういった状況で進んでおりますとかこういった内容の改修、各部屋ごととかいろいろの工事が進捗しておりますところでの公表はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 私も家を建てている経過とか見るのが大好きなので、女性の方は特にそういう途中段階を見るのはすごく興味があるのかなと思います。

そこがあれば出来上がってからも絶対足を運んで頂く機会が多い施設になると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。これで、1項目めの質問を終わります。

○議長（三浦賢治君） 次に、質問事項2、指定管理者候補者選定委員会設置要綱の見直しを検討について、（ア）から（イ）まで一括して答弁を求めます。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議員ご質問の2項目めの（ア）についての竜北福祉センターについて福祉課からお答えいたします。

竜北福祉センターは、氷川町社会福祉協議会に管理運営業務を委託しておりまして、竜北福祉センター指定管理者仕様書及び管理運営に関する協定書に基づきまして、適切に運営されていると認識しております。

施設の維持管理や利用者対応につきましても適切に実施されており、何ら問題等

はございません。これで福祉課からの答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 質問事項2の（ア）につきまして、竜北物産館を所管しております、農業振興課よりお答えいたします。

竜北物産館は、物産館の管理運営を目的として設立されました第三セクターの有限会社氷川町まちづくり振興会が指定管理者となっており、直売所などの管理を行っております。

現時点におきまして、適切に管理を行われていると認識しております、特に課題が見られないと判断しております。以上で、答弁終わります。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 地域振興課が管理しています立神峠公園につきまして、お答えいたします。

運用状況につきましては前回、令和5年度に候補者を選定いたしまして、令和6年4月から令和9年3月までの3年の期間で管理を委託しています。

氷川町立神峠公園の管理運営に関する協定書に基づきまして、公園及び施設の利用の受付、清掃、維持管理、簡易な修繕等を実施しています。

施設の利用につきましては、年間を通して週末、春休みや夏休みなどの長期休暇期間、年末年始、春や秋にはデイキャンプ等に多く利用されているところで、利用や時期に応じて清掃、除草作業などを実施しています。

また、夏季には河川での遊泳などが増加しますので、安全対策として、ブイの設置や浮き輪などを配置しており、自主対策として、防犯カメラの設置により、危険な行為をされる方々へも注意喚起を行っています。

現時点での評価につきましては、これまで議会等でもご指摘頂いたり、不適切な対応なども見られましたが、その都度管理者には指導を行い、改善が見られ管理全般につきましては、概ね適正に管理されていると判断します。

今後の課題につきましては、現状課題は見られないと判断しているところです。

以上で、立神峠公園の指定管理につきまして、答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 議員ご質問の2項目めの（ア）について、生涯学習課よりお答えいたします。

まず、現在、氷川町公民館及び宮原体育館につきましては、NPO法人スポーツクラブエスペランサ熊本を指定管理者として管理運営を委託しております。

管理運営につきましては、両施設の管理運営に関する協定書に基づき、清掃及び安全管理、公民館等の使用許可に関する業務、施設の維持管理、修繕に関する業務並びにその他運営管理上必要と認める業務を指定管理者において実施頂いております。

特に、現時点における運用状況と評価といたしましては、協定書に基づき、適正に管理運営が行われております。

また、課題はないものと考えております。以上で、答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 質問事項の（イ）についてお答えいたします。

指定管理候補者選定委員会での選定結果につきましては、申請団体ごとに評価項目ごとの得点及び合計得点を通知しております。

申請団体の結果を公表することで、申請団体の競争上の地位や利益を害する恐れもありますため、公表の必要はないものと考えております。

また、選定委員の構成につきましては、副町長をはじめ6名の課長で構成されており、いずれも見識があり公平な判断が行えると、また、公務員であることから守秘義務を担保することもできるものであると認識しているところでございます。これで、答弁を終わります。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 福祉センター、物産館は今のところ問題がないということ、立神峡の指定管理のほうも、議会の中で取上げられることがたくさんあったと思うんですけども、今、順調に管理をしていただいているという答弁を頂いております。体育館のほうも今問題なく業務運営できているということで、お答え頂きました。

4施設についてですけど、指定管理運営の期間中の年度ごとの評価というのは各施設担当課なり外部の方を入れて、その1年間がどのように指定管理実施要綱に基づいてされているかというのは、評価はなされておりますでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 生涯学習課のほうで管理しております施設につきましては、毎月の業務報告、現地確認、定期的な協議等を通じて、行政として適正に管理状況を把握し、必要な指導、助言を行っております。指定管理者と行政のほうが連携しながら、より良い管理運営に努めているところです。以上になります。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 竜北物産館につきましても、毎月の定期的な報告、また現地に赴きまして、運営状況を確認してるところでございます。

外部評価につきましては、入れていない状況となります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎徹君） 竜北福祉センターにおきましても、毎月定期的に社協と情報共有や実績報告、管理報告書等により確認しております。

あと、外部評価に関しましては、行っておりません。以上です。

○議長（三浦賢治君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 立神峡公園につきましても、毎月例会を行いまして施設の要求であるとか維持管理状況等の確認を行っております。

また、各年度の末には年間の事業報告の提出ということが協定書でございますの

で、それに基づきまして1年間出来た、出来なかつたことを確認しております。

立神峡につきましても、外部評価委員については採用をしていないところです。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 今評価をされているかどうかをお聞きしたのは、この施設は少なくとも税金が使われている施設だと思っておりますが、その施設が町民の税金から運営されているという以上は、その施設がうまく運営、税金を使ってうまく運営されているかっていうのを町民にも知らせる必要があるのかなというふうに思います。

それが、町の責任かなと思うんですけれども、評価を報告、外部に報告しないっていうのは、少し町民に対しては配慮が足りない部分があるのでないかなというふうに私は思います。

指定管理候補者選定委員会の委員長である、副町長にもお尋ねしたいんですが、特に立神峡の指定管理について、前回の指定管理の候補者選定から現在まで、当時の選定結果が正しかったというふうに認識ができる運用状況が現在なされていると思いますか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 現在の立神峡の管理状況については、適正というふうに判断しております。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） さっき、地域振興課長のほうからも答弁ありましたが、管理者に対して適宜問題が起きた時には指導してきたというふうに回答頂いたんですけども、問題が起きるそもそももの理由についてちょっと考えてみたんですが、この選定委員会で評価をした団体が現在運営されていると思いますが、その中で、指定管理者候補選定委員会としての選定がうまく働かなかつたことで、いろいろな問題が、議会で取上げられるような問題が起きているのかなというふうにも感じます。

この点をちょっと整理したいので、一応時系列で、簡単に流れを確認したいと思うんですが、まず、10月7日、令和5年10月7日に候補者説明会があつてあります。公募に関してなので、地立神峡公園は地域振興課の2階、宮原体育館の場合は、公民館の会議室のほうで行われております。

その前の令和5年9月7日の議会において、当時の指定管理者が不適切な料金徴収していたということについて取上げられております。

そのことについては、担当課のほうも把握をされているようなご答弁がされています。それを受けての候補者説明会がありまして、その団体も説明会に参加されております。ほかに2団体参加しております。

その後、質問や書類審査、プレゼンなどがありまして、選定委員会が開催されており、11月24日付けの通知で各団体に経過が通知されております。

その後、12月7日の議会で審査の結果、その当時不適切徴収をしていた団体が高得点で指定管理者として選定されました。

議会の中で反対の意見もあった中、議決されたものだと思いますが、例年この指定管理の候補者については、常任委員会付託事案でありました。

この議会に限っては、本会議に変更となり、提案当日に決裁されております。

この点を見るだけでも、公共団体の判断する結果として、少し疑問があるものと思われます。

その当時、3団体応募しておりますが、実際私も当時公募にした参加者の1人です。どういう評価がなされてこの結果になったのかというのが、当時参加した側としてからも、説明がなかなかこう、分からぬところがありましたので、情報開示請求をその後しております。

11月28日に公文書の情報開示請求を出して、審査員7名分の点数表を開示請求しました。

それ以外に選定委員会の議事録と3団体分の事業計画書についても、情報開示を求めましたが、点数表は不開示決定で、選定委員会議事録、それから事業計画書については、部分開示になりまして、その後、資料を頂いております。

議事録についてなんですか、この委員会は、候補者を決める選定委員であるのでもう一般的な、常時行われるような会議とは、性質が違うと思います。

その点におきましては、会議記録がないということで、答申の中でも、明記されているんですけども、議事録が存在しないことも、すごく不審な点ではありました。

審査の結果、あとその議事録がないかわりに、氷川町指定管理候補者選定委員会会議が、選定委員会後に作成した資料、氷川町指定管理候補者選定委員会会議というものがあるんですけども、これはもう簡単に言うと次第のような感じで1、2、3というふうにその会がどういうふうに進んでいったかが書いてあるものになります。

そこに審査の結果、優位であった業者を、別紙、指定管理候補者一覧表のとおり、各施設の指定管理候補者として町長へ報告することとしたという記述のみが記載されている書類になりました、これが議事録に値するものですというふうに町のほうから資料を頂いております。

議事録がないこと自体がすごく不思議だったんで、ほかの担当課以外の方の職員にも、議事録っていうのは大体、会議の時は作るんですかという質問を普通に簡単にしたのですけれども、どの会議でも割と会議記録をとる方がいらっしゃってその会議の内容は、きちんと把握をされていらっしゃるというふうに職員の方も数名お聞きした中でもそういう回答を頂いております。

その上で、今回のこの選定委員についてそういう問題がもともと起きていることが発覚して、団体が参加しているという審査であったにもかかわらず、議事録が残されていないというのは、その結果を説明、第三者、町民に対して説明する時の説明材料がないということになりますので、その点はすごく、選定委員会の在り方に

についてはすごく疑問があります。

答申書っていうものが、第三者委員会から出てまして、処分庁である氷川町長の裁決書というところにも、記載があるんですが、選定委員会の点数のことについても公表しない旨の理由が書かれております。

総務省から出されている指定管理者制度についてっていう、資料があるんですけども、その中で、約6割の施設で、指定管理者の選定理由を公表されているという調査結果があります。

これは、令和3年4月1日現在のことなんですけれども、そのことについて評価が書いてありますが大規模な自治体において公表している割合が高く、市町村による取組が遅れている状況というふうに書いてあります。言い換えると市町村においても、選定理由を公表するように推進すべきだということだと思います。

あとは、8割の施設で指定管理者の評価を実施してあるということで、そのうち専門知識を有する外部有識者の視点を導入している施設は37パーセントというふうに数値のデータも出ております。

町民に対しての説明責任を果たすという意味においても、選定結果や毎年度の報告、各団体に対しての評価の内容についても、町民に示すべく公表するのが妥当かなと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） それでは、指定管理制度についてご説明をいたします。

今回の案件につきましては、指定管理制度というのは、各審査員、今回7名なんですけど、7名が個々に評価項目で必要とされる指定管理者の項目について6項目から7項目、ここに配点を加えております。

3社ありましたので、その配点の1番高いところを指定管理候補者として、一応決裁を回しております。

なぜかと申しますと、もし個々で議事録が発生するということは、何らかの協議があつてると。逆に、A社のほうが1番高かったんだけど、これはどういうことですかと、その説明を求めたりは、基本しません。

それは、恣意的な選択と、あくまでも点数が1番高いところ、それも個々の審査員の合計点ですね。

そこが選考されるべきであって、それをいや、あそこの団体はこういうところが問題があるとか、いやこの点はすばらしいですよとか、それを発言すること自体がある意味、恣意的、そして特定の団体を誘導してしまう、もしそういう会話があると、今度逆にそれは選定委員会そのものの疑念を抱かせるっていうようなことになるのかなど。

自分らはそう考えてまして、それが、今までプロポーザル審査会は全てその方式です。入札だったら1番安いところ。そして、プロポーザルによる審査会だったら点数が1番高いところ。そこをもうそのまま素直に上げてます。

そういう形をとてる以上を我々はこの制度について、何ら住民の人に疑念を抱

かせないし、そして、かつ自信を持って、候補者を推薦をしております。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 今おっしゃった内容で言いますと、議事録が存在しないというのは、話し合っていないから書くことがなかったので、議事録がないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○副町長（平 逸郎君） はい。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 自信を持って今選定をされているという発言がありましたが、令和7年に頂いている決裁書の中に、点数に関してですけど、第三者からこの選定結果に対して不服や批判等に対応する負担を回避したいという心理的圧迫感を選定委員が抱き、自らの見識や信念に従った評価を中立的に行うことができなくなるという理由で、点数を公表すること事態は公表しないということは問題ないというふうに判断をされています。

この心理的圧迫を抱くような選定委員は、まずそもそも選定委員として不向きではないのかなというふうに思います。

選定委員として責任がとれるっていうのは、自信を持って、自分がどういう点数をつけたかを公表しない限りは責任が取れたことにはならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 前段にそれは、審査委員個々の点数を公開したっていうのが、条件に確かに付いてたかと思います。

当然、審査の個々点数を後に公表します。それは、個人情報の開示であって、これは個人情報保護法上、個人を特定する情報は出せません。今おっしゃったのはそのことです。

だから当然、そういう個人の点数を公表するとなると、審査委員は、自分が思うように、正確に点数を書くことは恐らくできないと思います。それだったら、制度そのものの崩壊につながります。

だから、審査委員会の要綱には、何人たりともその内容のことを公言してはいけない。それが、この審査制度の1番の目的です。

やはり審査員といえども、個々の点数を公表するよ。当然それを公表してしまえばいろんな物議を醸し出します。誰々さんはあそこに点数をつけた、誰々さんはそこに悪い点数をつけたと。そういうことになると、恐らく審査員には誰も就任をしていかないと思います。そういうことがあって、過去、私は、審査委員長をして12年になるんですけど、今までの制度というのは、これは最適であって、仮に第三者を入れる、入れないっていう議論もあるんですけど、そこはやっぱり我々、課長さん方が1番その制度も熟知してるし、施設の内容についても詳しいと。そういう方々が集まって、そして責任を持って、採点するには、今の制度が私は最適という

ふうに思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 個々の点数がそのような認識での公表が、適切ではないという判断であれば、合計点数だと公表できるのではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 合計点数については、今まで公表しております。

ただし、それはあくまでも自己情報は公開できるんであって、例えば、A社は何点でした、B社は何点でした、C社は何点でした、そういうふうに公開した場合、A社、B社、C社、A社も当然1番いいところが公開されますので。ただ、B社、C社もそれが全部分かってしまいます。

当然そこは、どの会社が申し込んできたかというのは分かりますので、そうするとあそこは1番、あそこが2番、あそこは3番、またそういうふうな議論になる。その関係があって、自己情報は当然開示します。

でも、全体の部分というのは、会社関係のノウハウもありますので、それは、その都度やはり慎重に検討していかなくちゃいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 選定の結果の公表についての会議の設置要綱の中に会議の内容は何人たりともほかに漏らさないという記載があると思いますが、そこには結果は含まれていますか、いませんか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） その結果というのが、点数であって、そして選定された業者さんの名前はホームページのほうでも公開をしております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） その結果も会議の内容に含むということですか、含まないということですか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 会議の内容の部分っていうのは、基本は不開示ですけど、結果っていうのは、どこの会社が選定されたというのは、これは開示の必要がございますので、それを開示してあるところです。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 開示が必要あれば開示できるとおっしゃいましたが、2年後の12月議会の中でも、副町長がこれは答弁されているんですけど、情報公開等の請求があれば、公開できる数字ですというふうに選定結果の数字については、議員からの質問について答えていらっしゃいます。

それに対して、令和5年の今回の問題が起きた時に、12月議会での副町長の発言の中では、情報公開請求があつており、守秘義務の関係もあり、点数をお答えす

ることはできませんとおっしゃっています。

情報公開の請求があれば、公開できる数字ですと言われた時もあれば、情報公開請求があつておる、答えられませんと言われている時もあります。

こういうことが起きるのは、その選定委員会設置要綱の中に、結果に対して公表するかしないかの明記がはっきりないからではないかなと思います。

なので、こういった問題があの時は言った、言わなかつた、公表してくださいと言わればする数字なんだというふうに、2転、3転するのかなと思いますので、そういうことが起きないためにも、結果の点数を公表することに、特化した明記を追加する必要があるのではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） まず自己情報を開示してない場合、例えばA社の方が自分の会社は何点ですか。その場合、開示請求があれば開示できます。

ただし、自己情報じゃない場合、A社は何点、B社は何点、C社は何点、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、各会社のノウハウ、そういうのが入つてますので、それを開示することによって、どこどこは最下位だったとか、どこどこは2番だったとか、そういうのが全部見えてきます。ですから、開示できるのはあくまでも自己情報です。自分のところの会社は何点だった。そういうことで、使い分けをしているというふうになります。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） ということは、町民は、各団体が何点とったかっていうのは知るすべはないということになると思うんですが、自分たちが払った税金がどういう評価がされた団体に使われているか、しかも適切に使われているかっていうのは、町民から全く見えないと思います。

その点については、町民に対する説明責任は果たせていないのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） やはり1番大事な部分というのは、それぞれの申し込まれた、会社さんのところのノウハウの拡散とか、そういう評価です。

それはあくまでも指定管理という部分での評価ですので、そういうことを公開するということは、果たしてその会社にとってプラスなのか。当然採択されたところは、それはやっぱり公共としてこれから業務委託料とかが発生していくので、それは議会の議決も受けますし、その分については、ちゃんとどこどこの会社が選定されました。そういうのは必ず伝えていきます。

ただし、何でもかんでも情報を開示すればいいというものじゃありませんし、そのことが我々、公務員として住民の皆さんに不利益をもたらすとか、といった議論にはなっていかないと考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） これまで議会の中でも、私も何度も傍聴に来たこともあ

りますが、4つの指定管理の施設の中でも、1番問題として取上げられることが多かったのが、立神峡の施設だと考えております。

起きてしまった問題は、もう元に戻すことはできないので、それがどうして起きたかというのを検証する必要もありますし、それを次起きないようにするための仕組みがちゃんと作られれば、問題は次は発生しないということにもなると思うので、その結果が、起こったことをどうこうするというのではなく、あとさつき地域振興課長のほうからもありましたが、管理者のほうに指導してきたというふうなこともありましたが、指導するだけではなくて、もともとの仕組みを変えないと、また同じようなことが起きると思います。

ところどころでも、議会の中でも反省しているというふうにおっしゃったりしているんですが、具体的にどのように、どういうことを反省していつから実践するのかということも、はっきり明言していただきたいなと思います。

過去の答弁の中でもいろいろ答弁されているんですけども、12月議会、これも令和5年ですけど、利益が出た場合の分配についてそれをどうするかっていうのを決めていなかったのが配慮が足りなかつた部分です。

今後結ぶ4つの協定の中には、全て織り込んでいこうというふうに考えておりますと言われています。

先般の立神峡管理組合の指導書の中には、その旨も織り込んでありますというふうに当時発言されていますが、実際この4つの協定書の中に、4団体の協定書の中には、利益分配についてのことが盛り込んでありますか。どうでしょう。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 現協定書の中には、利益の分配についてはまだ盛り込んでいません。

当然それをするとなると、次回からになるんではないかと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 以前、ご自身で発言されている中には、立神峡管理組合の指導書の中にはその旨も織り込んでありますと言われたんですが、織り込んであるのは、次令和8年に実施される指定管理者募集についての要綱、指導書の中に織り込んであるということですか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 現行の協定書のほうには掲載はありません。以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君、この質問に対して、同じ質問を3回までというふうになっておりますので、同じ質問が繰り返されておりますようですので、まとめてください。

小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） すいません、重ねて質問申し訳ありませんでした。

地方公共団体の意思決定を行うのが議会であり、その決定を実行するのが執行機関であると思います。

執行機関の行財政の運営や事務処理事業の実施が、全て適法・適正にしかも公平効率的になされているかを、監視するのも議会の役割です。

今回私が取上げた問題に限って考えると、令和5年の12月に常任委員会に付託されずに、議会で採決されたという事実も踏まえると、議会での役割もうまく機能していなかつたのではないかなと思います。

議会議員から質問指摘されたことを受けて、プロセスや仕組みを見直すということで、それを実際に実施するということがおろそかになっていたために、何度も議会で問題が取上げられたり、こういった情報開示請求が出される結果につながったのではないかなと思います。

議会での答弁が終わったから、終わりではなくて具体的にどのようなことをいつまでに実施するのかっていう実施計画や予算等に落とし込んでいたり評価を再検討すること、指定管理料の見直しなども必要になってくるのかなと思いますし、それを監視するのが議会だと思います。

必要であれば、制度や条例を見直すべきだとも思いますが、今回はまさにそれに当たることではないかと思います。

来年の夏頃にまた管理者募集があると思いますが、このような問題が二度と起きないように、制度全体を見直していただき、町全体を通して一貫性のある制度を次期選定に行っていただきたいと思います。

私たち議員が行う質問や質疑・討論は、同時に、住民の疑問の声でもあります。その声が届けられた以上は、それを行政に反映させなければ、町民のための町政とは言えません。

私たち議員も、常に住民の中に飛び込み、近い距離感で住民の立場に立って、調査研究をし、住民全体の福祉の向上と、地域社会の発展に向けて努力しなければならないと思います。

そのために、私自身も町民の代表として、ここに立たせていただいているのだという自覚と覚悟を持って、よりよい地域づくりのために、尽力していきたいと思います。

たくさんの問題が出ている、選定委員、指定管理者についての問題なので、今後、こういう問題が起きないように、ぜひ、これまでの流れをしっかりと精査していただいて、改善すべきところ、あと必要な条例、不十分なものがあれば、ぜひ見直していただきたいと思いますが、今回の答弁の中では、現設置要綱の見直し等については考えられていらっしゃらないという点と、現在の状況で十分だという見解を頂きましたので、また、このような問題が起きなければいいなという願いはありますが、いずれにしても町民の税金を使って、運営している施設ですから、その点、町民に対しても、説明責任が果たせるような対応をぜひ今後、行政のほうにもとつていただきたいと思います。

立神峠は私の地元でもありますし、もっと人が栄えるように、反映するような施設になってもらいたいという気持ちがありますので、たくさんの来館者、来場者が

来るような、栄えた場所になるように、頻繁に施設も見に行っていただきたいですし、いろんな工夫を指定管理者には、各施設の指定管理者の方には、担当の課から要望していただいて、それが適切に実施されていて、しっかりとそれが結果として結びついているかっていうことは、確認をしていただきながら、毎回の選定を行っていただきたいと思います。

ちょっと内容が、不十分なところもあったと思うんですけども、これで、私の2項目めも終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三浦賢治君） 以上で、小佐井めぐみ君の一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。本日は、ここで散会いたします。

-----○-----

散会 午後 3時11分